

～総合計画の実現に向けて～

福島市行政改革推進プラン2016

～令和2年度の取り組み実績～

令和3年5月

福島市

福島市行政改革推進プラン2016 (H28~R2) 取組一覧

《大綱2016における体系》

《行政改革推進プラン2016》

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	取組事項	担当部	進捗状況	ページ
1 市民主役の行政運営							
(1) 市民とのコミュニケーション・活動支援の推進							
	①市民とのコミュニケーションの推進	1	市民とのコミュニケーション・市民の主体的な活動への支援の推進 (新規)	政策調整部	当年度A	P4	
	②市民の主体的な活動への支援	2	地域の個性を生かしたまちづくりの推進 (新規)	政策調整部	当年度A	P5	
		3	市民活動活性化支援事業の推進 (新規)	政策調整部	当年度B	P6	
(2) 人材育成の推進							
	①職員の能力の向上	4	職員研修の推進	総務部	当年度B	P7	
	②職員の改善意識の向上						
		5	行政評価の見直し・改善	総務部	A	P8	
(3) 組織機構の構築と見直し							
	①組織機構の見直し	6	組織機構の見直し	総務部	当年度A	P9	
	②支所機能の強化	2	地域の個性を生かしたまちづくりの推進【再掲】 (新規)	政策調整部	当年度A	P5	
(4) 信頼される市役所の推進							
	①コンプライアンス（法令遵守）の強化	7	業務継続計画及び個別危機管理マニュアルの策定	危機管理室	B	P10	
	②危機管理体制の強化						
		8	福島市地域防災計画の見直し	危機管理室	当年度A	P10	
(5) 市民の利便性の向上							
	①市民の利便性の向上	9	簡易申請システムの運用	政策調整部	A	P11	
		10	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応 (新規)	政策調整部	取り組み終了	P11	
		11	子育てに関する相談・情報提供の推進 (新規)	こども未来部	A	P12	
		12	救急安心お守りカードの普及推進	消防本部	A	P13	
2 市民との協働により取り組む行政運営							
(1) 市民との協働の推進							
	①新たな担い手の発掘と育成	13	福島市男女共同参画人材養成講座の開設 (新規)	総務部	当年度B	P15	
		14	自主防災組織の育成・強化支援 (新規)	危機管理室	C	P16	
		15	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）及び協議体（地域協議会）の設置 (新規)	健康福祉部	C	P17	
	②協働の積極的な啓発	16	「協働のまちづくり推進指針」に基づく取り組みの啓発推進	政策調整部	当年度A	P18	
	③市民との協働の充実	17	「協働のまちづくり推進指針」の見直し (新規)	政策調整部	A	P19	
(2) 多様な担い手との連携							
	①協働の担い手との連携	18	地域おこし協力隊との連携による取り組みの推進 (新規)	市民・文化スポーツ部	B	P19	
	②指定管理者制度の充実	19	指定管理者制度に関する基本方針の見直し	総務部	A	P20	
		20	アクティブシニアセンター・アオウゼへの指定管理者制度の導入 (新規)	商工観光部	A	P20	
		21	福島市パークゴルフ場への指定管理者制度の導入 (新規)	市民・文化スポーツ部	A	P21	
		22	宮畑遺跡史跡公園（じょーもびあ宮畑）への指定管理者制度の導入 (新規)	市民・文化スポーツ部	A	P21	
		23	こむこむ館への指定管理者制度の導入 (新規)	教育委員会	A	P22	
	③民間委託等の推進	24	新斎場の管理方法の検討	環境部	取り組み終了	P22	
		25	学校給食センターの見直し	教育委員会	A・B	P23	
(3) 情報公開、情報提供の推進							
	①行政情報の公開・提供	26	さまざまな情報提供手段を活用した市内外への情報発信 (新規)	政策調整部	A	P24	
		27	放射線対策情報の提供	環境部	当年度A	P25	

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	取組事項	担当部	進捗状況	ページ
3 簡素で効率的な行政運営							
(1) 事務事業の見直し							
	①行政評価の見直し・改善	5	行政評価の見直し・改善【再掲】	総務部	A	P8	
	②事務事業の見直し	9	簡易申請システムの運用【再掲】	政策調整部	A	P11	
		10	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応【再掲】（新規）	政策調整部	取り組み終了	P11	
(2) 定員管理・給与の適正化							
	①定員管理の適正化	28	定員管理の適正化	総務部	A	P27	
		29	用務職員の集中配置	総務部	取り組み終了	P28	
	②給与の適正化	30	給与の適正化	総務部	当年度A	P29	
(3) 出資法人の経営改善							
	①経営改善の支援	31	出資法人の調査・指導・改善	総務部	当年度A	P29	
		32	福島市振興公社の経営改善の推進	総務部	当年度A	P30	
		33	福島市スポーツ振興公社の経営改善の推進	市民・文化スポーツ部	当年度B	P30	
		34	福島地方土地開発公社（福島市事務所）の経営健全化	財務部	C	P31	
(4) 公共施設等のマネジメント							
	①公共施設等のマネジメントの推進	35	福島市公共施設等総合管理計画の策定（新規）	財務部	A	P32	
		36	橋りょうの長寿命化の推進	建設部	A	P33	
		37	福島市公園施設長寿命化計画（改定）の策定（新規）	都市政策部	A	P33	
		38	下水道施設全般にわたるストックマネジメントの実施（新規）	都市政策部	B	P34	
4 健全で効率的な財政運営							
(1) 健全な財政運営							
	①予算編成の効率化と財源の重点配分	39	予算編成の効率化	財務部	当年度A	P36	
	②市債の適正運用	40	市債の適正運用	財務部	当年度A	P36	
	③財務書類の活用	41	財務書類の作成・活用	財務部	当年度A	P37	
(2) 収入の確保							
	①自主財源の確保	42	未利用財産の積極的な処分	財務部	当年度A	P37	
		43	使用料・手数料の適正化	財務部	当年度B	P38	
	②さらなる財源の確保	44	下水熱利用導入促進（新規）	都市政策部	B	P38	
		45	福島市立図書館における雑誌・新聞スポンサー制度の導入（新規）	教育委員会	取り組み終了	P39	
(3) 支出の見直し							
	①行政経費の見直し	46	補助金の見直し	財務部	当年度A	P39	
(4) 企業会計等の健全経営							
	①企業会計等の健全経営	47	老朽管更新事業の推進（新規）	水道局	当年度C	P40	

福島市行政改革推進プラン2016

第1 行政改革推進プラン2016に関する基本的な考え方

1 基本的な考え方

(1) 福島市行政改革大綱2016に基づく行動計画

本市では、「福島市総合計画」の将来都市像「ときめきとやすらぎ 希望にみちた人間尊重のまち 福島市」の実現に向け、簡素で効率的な行政運営の推進を図る指針として、「めざそう “しあわせ感”の向上！協働の深化による行政改革」を基本理念とした「福島市行政改革大綱2016」を平成28年2月に策定しました。この行政改革大綱においては、これまでの改革の取り組みを基本としながら、協働の取り組みをさらに深化させ、市民や民間事業者など多様な担い手が主体となり、相互にコミュニケーションを図りながら一緒に改革を進めていくことにより、さらなる行政サービスの質の向上と行政の効率化を図ることとし、4つの基本方針（市民主役の行政運営、市民との協働により取り組む行政運営、簡素で効率的な行政運営、健全で効率的な財政運営）を定め、行政改革に取り組むこととしました。

福島市総合計画の将来都市像実現のため、事務事業の見直しや職員の能力向上、公共施設マネジメントなどの取り組みを強化し、簡素で効率的な行政運営、健全で効率的な財政運営をより一層進める必要があります。そのために、「福島市行政改革大綱2016」の4つの基本方針に基づく行政改革を一層確実に推進するため、その行動計画である「福島市行政改革推進プラン2016」を策定しました。

(2) 福島市行政改革推進プラン2016の進行管理

行政改革推進プラン2016は、具体的な目標を設定し、令和2年度まで毎年進捗状況について進行管理し、その内容についてはPDCAサイクル（※）に基づき見直しを行い、改革の計画的な実施を図るとともに、その結果及び内容について市民に公表してまいりました。

※PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）により、継続的に事務事業の改善を図るマネジメントの手法

(3) 推進期間

平成28年度から令和2年度まで（5年間）

2 行政改革の基本方針

「福島市行政改革大綱2016」においては、行政改革の基本理念を踏まえ、実効性の高い行政改革に取り組むための基本方針として、次の4つの項目を設定しました。

- 1 市民主役の行政運営
- 2 市民との協働により取り組む行政運営
- 3 簡素で効率的な行政運営
- 4 健全で効率的な財政運営

3 令和2年度の取り組み実績

進捗状況がA、Bの項目数は48件、全体の92%で、おおむね順調に取り組みられました。

基本方針	項目数	進捗状況				
		A	B	C	D	E
1 市民主役の行政運営	13	10	3	0	0	0
2 市民との協働により取り組む行政運営	16	11	3	2	0	0
3 簡素で効率的な行政運営	14	11	2	1	0	0
4 健全で効率的な財政運営	9	6	2	1	0	0
計	52	38 (73%)	10 (19%)	4 (8%)	0 (0%)	0 (0%)

(注) 取組一覧中、再掲4項目 (No.2, 5, 9, 10) は再掲分においてもそれぞれ集計し、No.25については1つの項目で2つ評価しているため、上記項目数は52となる。

また、「取り組み終了」(5項目)については、「A」として集計しました。

4 各取組事項の評価

各プランの計画目標(年度)に向けての、平成28年度から令和2年度までの5年間の推進期間における進捗状況について、下記により5段階で表しました。

■進捗状況(5段階)

- ・ A ⇒ 取り組みが完了、達成したもの
- ・ B ⇒ 取り組みが進行している状況であるが、達成に向け進捗状況が高い状況
- ・ C ⇒ 取り組みが進行している状況であるが、達成に向けほぼ中間程度の進捗状況
- ・ D ⇒ 取り組みに着手した段階の状況
- ・ E ⇒ 未着手のもの

※ただし、毎年度同じ内容に取り組み、目標の達成に向け効果を高めるものについては、A B C D Eの前に「当年度」と記載しました。

第2 行政改革推進プラン2016の取り組みの内容

1 市民主役の行政運営

■基本的な考え方

(1) 市民とのコミュニケーション・活動支援の推進

市民の意見を把握し行政サービスの向上につなげるとともに、市民の主体的なまちづくりの活動を支援しました。

(2) 人材育成の推進

市民と行政が接する「現場」は、市民とのコミュニケーションの場であり、市民との信頼関係を醸成する場として重要であることから、市民との対話による信頼の醸成を図りました。

(3) 組織機構の構築と見直し

時代の潮流に対応した組織機構を構築し、新たな市民ニーズや部局横断的な課題に迅速かつ的確に対応しました。

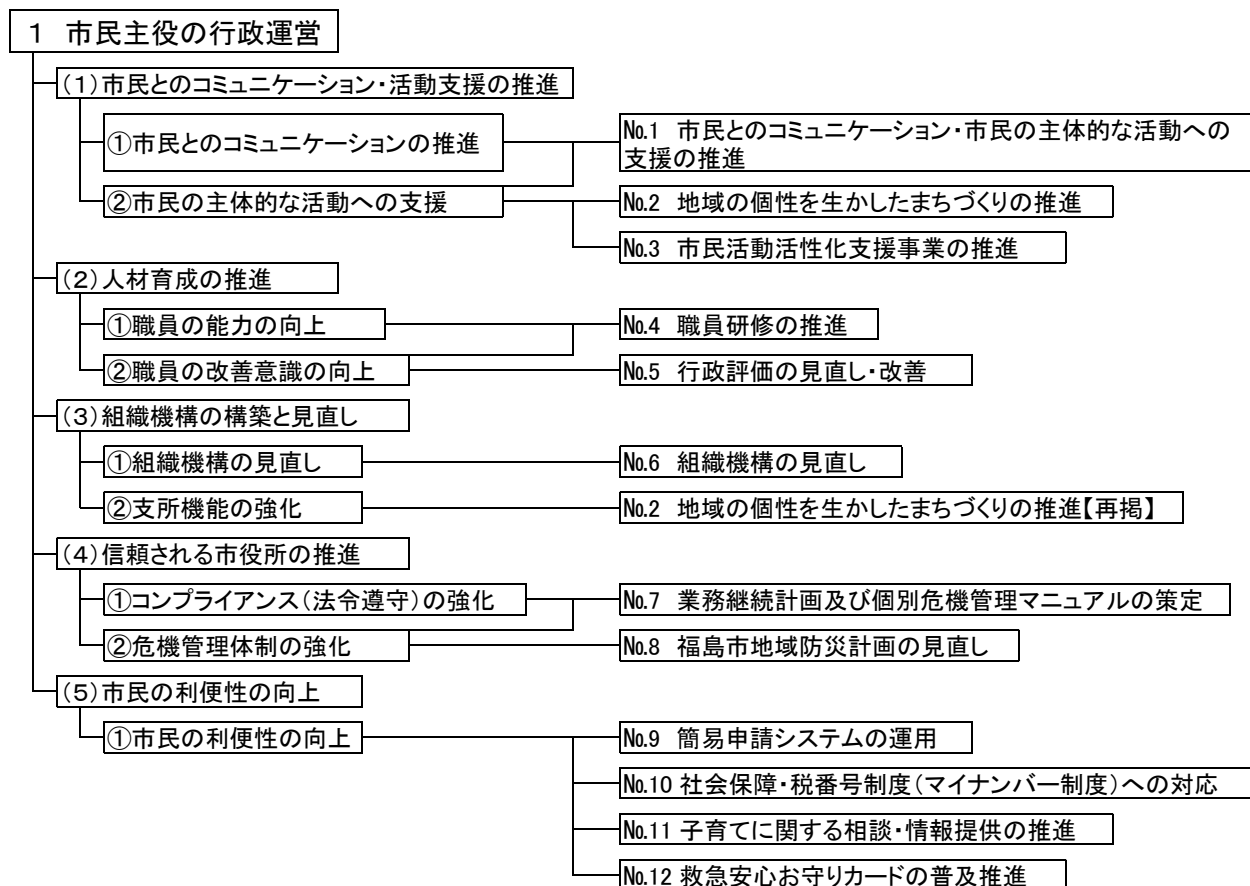
(4) 信頼される市役所の推進

市民の負託に応え、法令等の遵守及び危機管理のための体制整備を図り、市民に信頼される行政運営に努めました。

(5) 市民の利便性の向上

ICTの特性を有効に活用し、市民の利便性の向上を図るための取り組みを進めました。

■行政改革推進プラン2016の体系



No.1 市民とのコミュニケーション・市民の主体的な活動への支援の推進

大綱における体系	1 市民主役の行政運営	区分	新規	
	(1) 市民とのコミュニケーション・活動支援の推進	担当部課	政策調整部 地域共創課	
	①市民とのコミュニケーションの推進 ②市民の主体的な活動への支援			
計画内容	概要	広聴制度を活用しながら、多様化する行政需要を把握し、市民の意見や地域の課題を適切に行政に反映させるとともに、市民のまちづくりに係る主体的な活動への支援を推進する。		
	目標(年度)	毎年度、市内全地区（自治振興協議会を単位とする28地区）において地域コミュニティ支援事業を実施するとともに、地域生活基盤整備事業の実施について調整を図る。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	市内各地区における行政需要の把握を行うとともに、市民のまちづくりに係る主体的な活動を支援する。	各地区自治振興協議会を通じて地域課題を把握し、地域生活基盤整備事業では402件の事業実施につなげた。また、地域コミュニティ支援事業では、92件の事業実施につなげた。	当年度 A
	H29	市内各地区における行政需要の把握を行うとともに、市民のまちづくりに係る主体的な活動を支援する。	各地区自治振興協議会を通じて地域課題を把握し、地域生活基盤整備事業では387件の事業実施につなげた。また、地域コミュニティ支援事業では、77件の事業実施につなげた。	当年度 A
	H30	市内各地区における行政需要の把握を行うとともに、市民のまちづくりに係る主体的な活動を支援する。	各地区自治振興協議会を通じて地域課題を把握し、地域生活基盤整備事業では396件の事業実施につなげた。また、地域コミュニティ等支援事業では、94件の事業実施につなげた。	当年度 A
	R1	市内各地区における行政需要の把握を行うとともに、市民のまちづくりに係る主体的な活動を支援する。	各地区自治振興協議会を通じて地域課題を把握し、地域生活基盤整備事業では368件の事業実施につなげた。また、地域コミュニティ等支援事業では、93件の事業実施につなげた。	当年度 A
	R2	市内各地区における行政需要の把握を行うとともに、市民のまちづくりに係る主体的な活動を支援する。	各地区自治振興協議会を通じて地域課題を把握し、地域生活基盤整備事業では360件の事業実施につなげた。また、地域コミュニティ等支援事業では、89件の事業実施につなげた。	当年度 A
取り組みの成果	各地区自治振興協議会が中心になり、地区内の合意形成が図られた提案について、地域のニーズを把握するとともに優先課題を考慮しながら、適切に生活基盤整備に係る事業を実施した。また、地域のコミュニティ活性化を図るため、主体的なまちづくり活動について支援を行うことができた。			

No.2 地域の個性を生かしたまちづくりの推進

大綱における体系	1 市民主役の行政運営		区分	新規
	(1) 市民とのコミュニケーション・活動支援の推進 ②市民の主体的な活動への支援		担当部課	政策調整部 地域共創課
	(3) 組織機構の構築と見直し ②支所機能の強化			
計画内容	概要	各地区で育まれた固有の資源や文化を生かしたまちづくりを推進するためには、地域住民のまちづくりへの参加意識の高揚を図るとともに、行政と住民が一体となったまちづくりが必要であることから、地域の個性を生かしたまちづくりを推進するための体制を構築し取り組んでいく。		
	目標(年度)	平成28年度に各支所にまちづくり担当を配置するとともに、各地区のまちづくり計画における地域の取り組みの方針に基づき事業計画を作成し、平成32年度(令和2年度)までに計画的にまちづくりに取り組む。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	各支所にまちづくり担当を配置し、各地区においてまちづくりの事業計画を作成する。	平成28年度より、支所及び出張所の次長等の職にある職員を「地域の個性を生かしたまちづくり計画」(以下計画)を推進するための「まちづくり担当」と位置付けた。 また、「地域の個性を生かしたまちづくり計画推進事業」を活用し、計画に掲載された地域の取り組みの方針を具体的に進めていくための実施計画を全18地区で作成した。	当年度A
	H29	事業計画に基づき、各地区においてまちづくりを推進する。	各地区で作成したまちづくりの年次別計画に則り、地区住民が参画し、地区内に所在する名所史跡等を紹介するガイドマップや案内看板の作成のほか花で街路や地域資源を飾るなど、ぬくもりのある地域づくりの推進に寄与した。	当年度A
	H30	事業計画に基づき、各地区においてまちづくりを推進する。	各地区で作成したまちづくりの年次別計画に則り、地区住民が参画し、ガイドマップや案内看板の作成などを実施した。 また、計画期間の中間年度にあたることから、これまでの取り組みの振り返りと今後2年間の活動内容を地区住民とともに「中間振り返りシート」としてまとめた。	当年度A
	R1	事業計画に基づき、各地区においてまちづくりを推進する。	各地区で作成したまちづくりの年次別計画に則り、地区住民が参画し、地区内に所在する名所史跡等を紹介するガイドマップや案内看板の作成のほか花で街路や地域資源を飾るなど、ぬくもりのある地域づくりの推進に寄与した。	当年度A
	R2	事業計画に基づき、各地区においてまちづくりを推進する。	各地区で作成したまちづくりの年次別計画に則り、地区住民が参画し、ガイドマップや案内看板の作成などを実施した。 また、計画期間の最終年度にあたることから、各地区において5年間の取り組み内容の検証を行い、実施報告書を作成した。	当年度A
取り組みの成果	全18地区で年次別計画に掲げた取り組みを予定どおり完了し、地域の個性を生かしたまちづくりの推進に寄与し魅力と活力あふれる地域づくりにつながった。			

No.3 市民活動活性化支援事業の推進

大綱における体系	1 市民主役の行政運営	区分	新規	
	(1)市民とのコミュニケーション・活動支援の推進	担当部課	政策調整部 地域共創課	
	②市民の主体的な活動への支援			
計画内容	概要	「市民活動活性化支援事業」を活用し、公益的な活動を行う市民活動団体及び地域団体等が行う地域の活性化に資する活動を支援する。		
	目標(年度)	毎年度、補助金を活用した市民活動団体等20団体を目指す。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	事業実施団体を公募し、希望団体20団体を目途に対象団体を選定し、補助金を交付する。 事業（実施団体）の選定は、審査委員による公開審査とし、事業終了後は、公開による事業成果報告会を開催し、効果検証を行う。	事業実施団体を公募し、17団体の応募があった。その後、公開審査により15団体へ補助金を交付した。また、事業終了後、事業成果報告会を開催した。	当年度B
	H29	事業実施団体を公募し、希望団体10団体を目途に対象団体を選定し、補助金を交付する。 事業（実施団体）の選定は、審査委員による公開審査とし、事業終了後は、公開による事業成果報告会を開催し、効果検証を行う。	平成29年度より、補助団体を設立後間もない立ち上げ期の公益的な活動を行う市民活動団体に絞り、平成28年度までの4部門20団体から2部門10団体へ見直した。 事業としては、実施団体を公募し、9団体の応募があった。その後、公開審査により8団体へ補助金を交付した。その後1団体が辞退し計7団体での実施となった。 また、事業終了後、事業成果報告会を開催した。	当年度B
	H30	事業実施団体を公募し、希望団体10団体を目途に対象団体を選定し、補助金を交付する。 事業（実施団体）の選定は、審査委員による公開審査とし、事業終了後は、公開による事業成果報告会を開催し、効果検証を行う。	実施団体を公募し8団体の応募があった。7団体へ交付が決定したが、うち1団体が辞退したため、6団体へ補助金を交付した。 また、事業終了後、実績報告会を開催した。	当年度B
	R1	事業実施団体を公募し、希望団体10団体を目途に対象団体を選定し、補助金を交付する。 事業（実施団体）の選定は、審査委員による公開審査とし、事業終了後は、公開による事業成果報告会を開催し、効果検証を行う。	応募団体の負担となっていたプレゼンテーションによる審査から書類選考のみの審査方法へ変更するとともに、募集を前期と後期に分けて2回実施し、応募促進を図った。審査の結果、前期5団体、後期1団体へ補助金を交付した。 また、事業終了後、実績報告会を開催した。	当年度B
	R2	事業実施団体を公募し、希望団体10団体を目途に対象団体を選定し、補助金を交付する。 事業（実施団体）の選定は、審査委員による公開審査とし、事業終了後は、公開による事業成果報告会を開催し、効果検証を行う。	実施団体を公募し、8団体の応募があった。書類及び審査委員とのヒアリングによる審査を行い7団体への交付が決定したが、うち1団体が辞退したため、6団体へ補助金を交付した。 また、事業終了後、実績報告会を開催した。	当年度B
	取り組みの成果	H29年度に制度内容を大幅改正し、立ち上げ期の団体に焦点をあてて支援を行ってきた。組織の基盤強化を図る活動や既存事業の拡大・発展のための事業を支援することで、設立後間もない団体の底上げを図り、市内の市民活動の活性化に寄与した。		

No.4 職員研修の推進

大綱における体系	1 市民主役の行政運営	区分	継続	
	(2) 人材育成の推進	担当部課	総務部 人事課	
	①職員の能力の向上 ②職員の改善意識の向上			
計画内容	概要	「福島市人材育成計画2011」に基づいた、職員の能力開発と意欲向上により、市民サービスの向上を図るため、堅持すべき意識、習得すべき能力、果たすべき役割を勘案した研修体系を構築し、職員研修を通して人材の育成を行う。		
	目標 (年度)	効果的な研修を計画的に実施することにより、「福島市人材育成計画2011」の「めざす職員像」である「自らを律し、問題意識を持ち、市民とともに考え、行動する職員」を育成する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	堅持すべき意識の向上と習得すべき能力の開発などのために、効果的な研修を実施する。	「福島市人材育成計画2011」に基づき、延べ4,100人に研修を実施した。 ○J Tマニュアル「教え方ハンドブック」を作成し、○J T（職場内研修）の推進を図った。	当年度 A
	H29	新たな課題にも対応した研修内容の見直しを行う。	「福島市人材育成計画2011」に基づき、延べ4,283人に研修を実施した。 新しく「世代継承」という視点を取り入れ、上司の経験談を通して、仕事や部下指導に必要な知識や能力を養う研修を実施した。	当年度 A
	H30	新たな課題にも対応した研修内容の見直しを行う。	「福島市人材育成計画2011」に基づき、延べ4,320人に研修を実施した。特別職、部長、次長、課長を対象に「イクボス研修」を実施し、職員の働き方改革とワークライフバランスの推進、職員の意識の醸成を図った。	当年度 A
	R1	新たな課題にも対応した研修内容の見直しを行う。	「福島市人材育成計画2011」に基づき、延べ3,516人に研修を実施した。今年度より「政策課題研修」を福島圏域の若手職員と合同で実施することで、自治体共通の課題について考え、広域的な視点から問題意識の醸成を図った。	当年度 A
	R2	新たな課題にも対応した研修内容の見直しを行う。	「福島市人材育成計画2011」に基づき、延べ2,241人に職員研修を実施した。 今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、研修の中止や日程短縮などの影響を受けたが、3密回避やリモート実施などの対策、工夫をしながら、研修効果の維持を図り、人材の育成に取り組んだ。	当年度 B
取り組みの成果		「福島市人材育成計画2011」に基づき、人材の育成に取り組んだ結果として、職員アンケート調査の結果における、業務改善・効率化への関心の高まりなど、職員の意識に変化が見られるところである。 今後も、効率的で質の高い行政運営のため、職員研修の充実を図り、職員の意識改革と能力の開発、向上に取り組む。		

No.5 行政評価の見直し・改善

大綱における体系	1 市民主役の行政運営 (2)人材育成の推進 ②職員の改善意識の向上 3 簡素で効率的な行政運営 (1)事務事業の見直し ①行政評価の見直し・改善		区分	継続
			担当部課	総務部 総務課
計画内容	概要	福島市総合計画後期基本計画の実現と、成果重視の行政運営を更に推進するため、既存の行政評価のしくみ構築の基本方針の見直しを図り、事務事業の改善、職員の意識改革、予算・決算の連動を推進する。		
	目標 (年度)	平成28年度に行政評価のしくみ構築の基本方針を見直し、新たな基本方針のもと行政評価を実施することにより、事務事業の改善や職員の意識改革につなげる。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	行政評価を実施するとともに、既存の行政評価のしくみ構築の基本方針の見直しを図る。	平成27年度事業の行政評価を実施し、評価結果を広く市民に公表した。 また、外部評価、中間評価など本市の特長を継承しながら、後期基本計画事業を対象とする行政評価基本方針を整備した。	A
	H29	新たな基本方針のもと行政評価を実施する。	新たな基本方針のもと、後期基本計画実施計画事業の中から60事業を対象に「事後評価」を、70事業を対象に「中間評価」を実施した。	A
	H30	行政評価を実施する。	評価対象事業数は、昨年度と同数（60事業）であるものの、行政改革推進委員会や行政改革アドバイザーの意見を踏まえ、後期基本計画実施計画事業の中から、評価対象事業の入れ替えや、これまで対象外としていた事業を選定するなど、各部から広く事業を選定し、事後評価を実施した。	A
	R1	行政評価を実施する。	後期基本計画の進捗確認のため、これまでの事務事業評価に代わり、試行的に施策評価を行った。 また、進捗が思わしくない施策担当課へ、行政改革推進委員や行政改革アドバイザーがヒアリングを行い、担当課によるその後の検討結果や対応について報告した。	A
	R2	行政評価を実施する。	後期基本計画にある事業の実施状況にかかり、進捗が思わしくない施策や確認が必要と思われる事業の担当課へ、行政改革推進委員がヒアリングを行った。また、ヒアリングでの指摘事項等に対する担当課での検討結果や対応についても確認した。	A
取り組みの成果	令和元年度、令和2年度と2年にわたり総合計画にある各施策の進捗を確認した結果、進捗率が40%未満の指標が50%あり、計画の目標値の設定や施策の進捗管理に改善の必要があることが確認できた。 行政評価において進捗率による評価を導入したことにより、施策全体の進行管理が可能となるとともに、担当課では、新総合計画の目標設定や進捗管理等に反映することができた。			

No.6 組織機構の見直し

大綱における体系	1 市民主役の行政運営	区分	継続	
	(3) 組織機構の構築と見直し	担当部課	総務部 人事課	
	① 組織機構の見直し			
計画内容	概要	福島市総合戦略、福島市総合計画後期基本計画の実現と、その時々様々な行政課題に対して迅速かつ的確に対応できるよう、簡素で効率的な組織機構を構築する。		
	目標(年度)	様々な行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できるよう、毎年度、組織機構について見直しを検討し、必要に応じ組織改正を実施する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	様々な行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できる組織機構の検討及び改正を実施する。	平成28年4月1日付けで市長公室の新設等の組織機構改正を実施した。 平成28年10月1日付けで保健所準備室の新設等の組織改正を実施した。	当年度A
	H29	様々な行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できる組織機構の検討及び改正を実施する。	平成29年4月1日付けで東京オリンピック・パラリンピック競技大会福島市推進室や財産マネジメント推進室の新設等の組織改正を実施した。	当年度A
	H30	様々な行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できる組織機構の検討及び改正を実施する。	平成30年4月1日の中核市移行にあわせ、保健所を新設するとともに、各種政策の調整機能の強化を図るため政策調整部を新設する組織改正を実施した。	当年度A
	R1	様々な行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できる組織機構の検討及び改正を実施する。	平成31年4月1日付けで文化・スポーツ交流、振興を図るため、文化スポーツ振興室を新設した。 また、「福島大笹生インターチェンジ」ループ内に計画している道の駅建設について、一元的に対応し、整備促進を図るため、道の駅整備室の新設等の組織改正を行った。	当年度A
	R2	様々な行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できる組織機構の検討及び改正を実施する。	令和2年4月1日付けで地域の人口減少・地域活性化対策を一層推進するため市民協働課を「地域協働課」へ名称変更し、政策調整部へ移管した。 また、公共施設・公有財産の最適な整備や管理を図るため、「財産マネジメント推進課」と「公共建築課」を財産マネジメント推進室に新設する組織改正を実施した。	当年度A
取り組みの成果	東京オリンピック・パラリンピック開催へ向けた組織改正や中核市移行に伴う保健所の新設に加え、人口減少や少子高齢化、老朽化する公共施設や公有財産の将来を見据えた最適化等、様々な行政課題に対して迅速かつ的確に対応する組織機構の構築が図られた。			

No.7 業務継続計画及び個別危機管理マニュアルの策定

大綱における体系	1 市民主役の行政運営		区分	継続
	(4)信頼される市役所の推進		担当部課	危機管理室
	①コンプライアンス(法令遵守)の強化 ②危機管理体制の強化			
計画内容	概要	災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める業務継続計画を策定する。 また、「新たな危機事象に対する対応方針指針」に基づき、各部局において個別危機管理マニュアルを策定し、危機に即応できる体制を確立する。		
	目標(年度)	業務継続計画については、平成27年5月に国から示された「業務継続計画作成ガイド」を参考に、平成28年度の策定を目指す。 個別危機管理マニュアルについては、平成28年度から所管部局ごとに、市民に直接かかわる危機をはじめ、内在する業務リスクに対応する個別危機管理マニュアルの策定に取り組むとともに、策定後は必要に応じ、随時、見直しを行う。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	平成27年5月に国から示された「業務継続計画作成ガイド」を参考に、業務継続計画を策定する。 所管部局ごとに、市民に直接かかわる危機に対処する個別危機管理マニュアルを策定する。	災害発生時の体制や職員参集などの総則、業務継続の要件、非常時優先業務、防災意識の向上と協力体制の構築などの内容について記載した「業務継続計画」を概要版も含め平成28年12月に策定した。 各支所の非常時優先業務については、今後整理が必要となる。	B
	H29	所管部局ごとに、市民に直接かかわる危機、さらに内在する業務リスクに対処する個別危機管理マニュアルを策定する。	災害対策現地本部となる各支所の業務について、非常時優先業務の選定と各業務の開始時期の目標を定め、平成29年12月に「業務継続計画」を修正した。 また、個別危機管理マニュアルは、平成29年度までに18件策定した。	B
	H30	所管部局ごとに、市民に直接かかわる危機、さらに内在する業務リスクに対処する個別危機管理マニュアルを策定するとともに、策定したマニュアルの見直しを行う。	業務継続計画については、平成29年12月に修正を実施した。 個別危機管理マニュアルは、各部局において見直し等を進めている。	B
	R1	所管部局ごとに、市民に直接かかわる危機、さらに内在する業務リスクに対処する個別危機管理マニュアルを策定するとともに、策定したマニュアルの見直しを行う。	業務継続計画については、平成29年12月に修正を実施した。 個別危機管理マニュアルは、各部局において見直し等を進めている。	B
	R2	所管部局ごとに、市民に直接かかわる危機、さらに内在する業務リスクに対処する個別危機管理マニュアルを策定するとともに、策定したマニュアルの見直しを行う。	業務継続計画については、平成29年12月に修正を実施した。 個別危機管理マニュアルは、各部局において見直し等を進めている。	B
取り組みの成果	各所属で優先すべき業務を特定し、あらかじめ執行体制や対応手順を確認することができた。			

No.8 福島市地域防災計画の見直し

大綱における体系	1 市民主役の行政運営		区分	継続
	(4)信頼される市役所の推進		担当部課	危機管理室
	②危機管理体制の強化			
計画内容	概要	近年、大規模な自然災害が多発している状況において、その教訓を踏まえた対策の強化を図るため、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正がなされている。 それらの修正、さらには実際の災害対応の経験も踏まえ、本市の地域防災計画の見直しを行う。		
	目標(年度)	国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正等を踏まえ、時期を逸することなく、必要に応じた計画の見直しを行う。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正を踏まえ、土砂災害や火山災害等への対策の強化について、総則編・一般対策編・地震対策編の見直し作業を行う。	国及び県の計画の修正を踏まえ、見直し内容について検討を始めた。	当年度D
	H29	国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正を踏まえ、土砂災害や火山災害等への対策の強化について、総則編・一般対策編・地震対策編の見直し作業を行う。	国及び県の計画の修正を踏まえ、土砂災害や火山災害等への対策強化、近年の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等を主な内容として平成30年2月に修正した。	当年度A
	H30	国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正、さらには実際の災害対応の教訓等を踏まえ、総則編・一般対策編・地震対策編の見直し作業を行う。	平成31年度(令和元年度)市組織機構改正に伴い、災害対策本部の組織編成等の修正及び中核市移行に伴う内容変更による整理等を主な内容として、平成31年2月に修正した。	当年度A
	R1	国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正、さらには実際の災害対応の教訓等を踏まえ、総則編・一般対策編・地震対策編の見直し作業を行う。	令和2年度の市組織機構改正に伴う災害対策本部の組織編成等の修正及び火山防災計画の見直しによる修正を行った。	当年度A
	R2	国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正、さらには実際の災害対応の教訓等を踏まえ、総則編・一般対策編・地震対策編の見直し作業を行う。	市組織機構改正に伴う災害対策本部の組織編成等の修正や、新型コロナウイルス感染症対策等の追加修正を行った。	当年度A
取り組みの成果	自然災害の経験や毎年の社会情勢を踏まえた修正を行い、災害対策を強化した。			

No.9 簡易申請システムの運用

大綱における体系	1 市民主役の行政運営 (5) 市民の利便性の向上 ① 市民の利便性の向上 3 簡素で効率的な行政運営 (1) 事務事業の見直し ② 事務事業の見直し	区分	継続	
		担当部課	政策調整部 情報政策課	
計画内容	概要	「福島県申請・届出オンラインシステム運営協議会」が運営する簡易申請システムを利用することで、これまで書面により行われていた申込みや届け出について、自宅や職場からもできるようにし、市民の利便性の向上を図る。また、マイナンバーの普及状況を勘案し、電子申請も利用可能なシステムに移行する必要性について継続検討する。		
	目標(年度)	毎年度手続き数の拡大を図り、累計手続き数を平成32年度(令和2年度)末までに500件とする。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	簡易申請システムの運用及び手続き数の拡大を図る。(27末推定 350手続き→380手続き)	平成28年度末実績で、延べ手続き数は451件となった。	B
	H29	簡易申請システムの運用及び手続き数の拡大を図る。(28末推定 380手続き→410手続き)	平成29年度末実績で、延べ手続き数は516件となった。	A
	H30	簡易申請システムの運用及び手続き数の拡大を図る。(29末推定 410手続き→440手続き) 番号カードの普及状況をもとに、「福島県申請・届出オンラインシステム運営協議会」と電子申請追加の可能性協議。	平成30年度末実績で、延べ手続き数は670件となった。	A
	R1	簡易申請システムの運用及び手続き数の拡大を図る。(30末推定 440手続き→470手続き)	令和元年度末実績で、延べ手続き数は935件となった。	A
	R2	簡易申請システムの運用及び手続き数の拡大を図る。(R1末実績 935手続き→1,145手続き)	令和2年度末実績で、延べ手続き数は1,603件となった。	A
取り組みの成果	取り組み予定に記載の目標手続き数を達成することができた。これまで書面により行われていた市民の申請、届出等について、簡易申請システムを積極的に活用することで、手続きのオンライン化を進め、市民の利便性向上を図った。			

No.10 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への対応

大綱における体系	1 市民主役の行政運営 (5) 市民の利便性の向上 ① 市民の利便性の向上 3 簡素で効率的な行政運営 (1) 事務事業の見直し ② 事務事業の見直し	区分	新規	
		担当部課	政策調整部 情報政策課	
計画内容	概要	平成29年10月から本格運用開始予定のマイナポータル(情報提供等記録開示システム)及び平成29年7月から試行運用開始予定の情報提供ネットワークシステムへの対応を進め、市民の利便性の向上と事務の効率化を図る。		
	目標(年度)	情報提供ネットワークシステムによる市民の利便性向上と事務の効率化を図る。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	情報提供ネットワークシステムの総合試験対応及びシステム改修を実施するとともに、添付書類の省略による事務手順の見直しを行う。また、マイナポータルへの対応を検討する。	情報提供ネットワークシステムに対応するため、システムの改修を実施した。 また、情報提供ネットワークシステムの総合運用テストとして、情報照会・提供テストと添付書類の省略による事務処理手順の確認を行った。 さらに、マイナポータルの活用として、国から示されている子育てワンストップサービスに関する勉強会を行った。	B
	H29	平成29年7月から予定されている情報提供ネットワークシステムの試行運用及び平成29年10月から本格運用開始予定のマイナポータルへの対応を行う。	平成29年11月より本格稼働した(平成29年7月から10月試行運用期間)情報提供ネットワークシステムへの庁内システムからの情報連携、基盤整備を実現した。 また、関係課へマイナポータルを利用しているオンライン申請等の取り組みを促した。	A
	H30	—	—	—
	R1	—	—	—
	R2	—	—	—
取り組みの成果	各種事務手続きにおいて、証明書等の添付が省略可能となった。市町村間において必要とする情報を取得するための公用請求が不要となり、データによる情報の取得が可能となったことから、各システムへの入力作業が省略可能になった。 情報照会 25千件 情報提供 339千件 (稼働から令和2年度までの累計)			

No. 1 1 子育てに関する相談・情報提供の推進

大綱における体系	1 市民主役の行政運営	区分	新規	
	(5) 市民の利便性の向上	担当部課	こども未来部 こども政策課 こども家庭課	
	①市民の利便性の向上			
計画内容	概要	妊娠期から子育てに関するワンストップ相談窓口として、子育てに関する相談・情報の提供を実施することにより、安心して産み育てることのできる本市の環境整備の一環としていく。		
	目標(年度)	平成28年度に「子育て相談センター・えがお」を設置し、子育てに関する相談、情報提供のしくみを構築するとともに、平成29年度以降は、実施状況の検証を行いながら、子育てに関する相談、情報提供をより一層推進する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	「子育て相談センター・えがお」を設置するとともに、子育てに関する相談、情報提供のしくみを構築する。	平成28年4月1日に子育て世代包括支援センターとして「子育て相談センター・えがお」を設置し、保健師、助産師、保育士、ケースワーカー等の職員が、相談者個々の状況を把握し、ワンストップで、専門性を活かした総合的な相談支援やニーズに応じた情報提供を行った。	B
	H29	実施状況の検証を行いながら、子育てに関する相談、情報提供を推進する。	産科医療機関等との連携により、妊娠届出時の情報提供等、妊娠初期からの相談・支援を強化し、疾病の既往や家族関係等、個別のニーズや多様な相談内容に応じて、専門性を活かした総合的な対応を実施した。	A
	H30	実施状況の検証を行いながら、子育てに関する相談、情報提供を推進する。	地域子育て支援センターと連携し、情報共有のほか合同研修を開催することにより、個別のニーズや多様な相談内容に応じた相談・支援の強化を図った。	A
	R1	実施状況の検証を行いながら、子育てに関する相談、情報提供を推進する。	ハイリスク妊産婦や低出生体重児、医療的ケア児とその家族等が地域の中で適切な支援を受けることができるよう、医療と行政の連携強化に向けた県立医大病院との合同会議を開始した。	A
	R2	実施状況の検証を行いながら、子育てに関する相談、情報提供を推進する。	R2年度4月から妊娠届出窓口を一元化し、妊娠期からの顔の見える関係づくりと切れ目ない支援につなげるため専門職による全数面接を開始した。	A
取り組みの成果	「子育て相談センター・えがお」を設置し、妊娠期から子育て期のワンストップ相談窓口としての体制を構築した。また、妊娠届出時の専門職による全数把握及び医療機関等との連携強化により、切れ目なく必要な支援が行き届くための体制整備を図った。			

No.12 救急安心お守りカードの普及推進

大綱における体系	1 市民主役の行政運営	区分	継続	
	(5) 市民の利便性の向上	担当部課	消防本部 救急課	
	①市民の利便性の向上			
計画内容	概要	有事の際に備えて、自分の既往症やかかりつけ医療機関などを記載したカードを保管や携行し、もしもの時に救急隊へ提示することで、迅速な救命処置と併せて適切な医療機関へ搬送するまでの時間短縮により、救命率の向上を目的とした「救急安心お守りカード」の普及啓発を進めていく。		
	目標(年度)	毎年40,000枚を作成し、全ての市民へカードを配布する。 年間100件の提示及び覚知から病院収容までの時間短縮を図る。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	救急安心お守りカードを40,000枚作成・配布するとともに、「国民健康保険高齢受給者証」の交付を受ける方に受給者証の通知に併せてお守りカードを送付する。関係機関と連携し、65歳以上の高齢者に対して積極的な配布を行う。	<ul style="list-style-type: none"> カードを60,000枚作成、累計294,000枚 配布枚数56,251枚、累計263,900枚 提示件数111件、累計279件 お守りカードチラシを作成し、消防広報紙7月号に併せて全戸回覧を実施した。 高齢者調査に併せてお守りカード大サイズ(20,000枚)を配布した。 福島地区ハイヤー・タクシー協同組合の協力を得て、タクシー内にカードを設置した。 FMポコによる普及啓発活動を実施した。 	B
	H29	救急安心お守りカードを40,000枚作成・配布するとともに、「国民健康保険高齢受給者証」の交付を受ける方に受給者証の通知に併せてお守りカードを送付する。関係機関と連携し、65歳以上の高齢者に対して積極的な配布を行う。	<ul style="list-style-type: none"> カードを40,000枚作成、累計334,000枚 配布枚数53,034枚、累計316,934枚 提示件数175件、累計454件 お守りカードチラシを作成し、消防広報紙7月号に併せて全戸回覧を実施した。 高齢者調査に併せてお守りカード大サイズ(9,030枚)を配布した。 FMポコによる普及啓発活動を実施した。 福島県総合防災訓練に併せ、普及啓発活動を実施した。 	A
	H30	救急安心お守りカードを20,000枚作成・配布するとともに、関係機関と連携し、65歳以上の高齢者に対して積極的な配布を行う。 救急安心お守りカード用おくり手帳カバーの寄附を募り、カバーの制作と普及啓発活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> カードを48,000枚作成 累計382,000枚 配布枚数45,850枚 累計362,784枚 提示件数169件 累計623件 長寿福祉課「介護予防情報入り保険証カバー事業」に併せて10,000枚配布。 お守りカードチラシを作成し、消防広報紙3月号に併せて全戸回覧を実施した。 FMポコによる普及啓発活動を実施した。 	A
	R1	救急安心お守りカードを20,000枚作成・配布するとともに、関係機関と連携し、65歳以上の高齢者に対して積極的な配布を行う。 長寿福祉課「介護予防情報入り保険証カバー事業」に併せて配布を行う。	<ul style="list-style-type: none"> カード21,000枚作成 累計403,000枚 配布枚数20,180枚 累計382,964枚 提示件数114件 累計737件 長寿福祉課「介護予防情報入り保険証カバー事業」に併せて2,000枚配布。 お守りカードチラシを作成し、消防広報紙3月号に併せて全戸回覧を実施した。 FMポコによる普及啓発活動を実施した。 市内小学校の各種会議で関係者に対しカードの普及協力を求めた。 	A
	R2	救急安心お守りカードを20,000枚作成・配布するとともに、関係機関と連携し、65歳以上の高齢者に対しての積極的な配布を行う。 長寿福祉課「介護予防情報入り保険証カバー事業」に併せて配布を行う。	<ul style="list-style-type: none"> カード20,000枚作成 累計423,000枚 配布枚数9,720枚 累計392,684枚 提示件数63件 累計800件 FMポコによる普及啓発活動を実施した。 市内小学校の各種会議で関係者に対しカードの普及協力を求めた。 	A
取り組みの成果	令和2年度は、「提示なし」と比較して、0.7分短縮することができた。 令和2年度の提示状況を検証するとともに、検証結果を踏まえ提示件数の増加を目指し関係機関と連携強化に取り組んでいく。			

2 市民との協働により取り組む行政運営

■基本的な考え方

(1) 市民との協働の推進

市民と行政が協働による役割分担に基づき、対等の立場で協力して改革に取り組むことにより、有効かつ効率的な行政運営を推進しました。

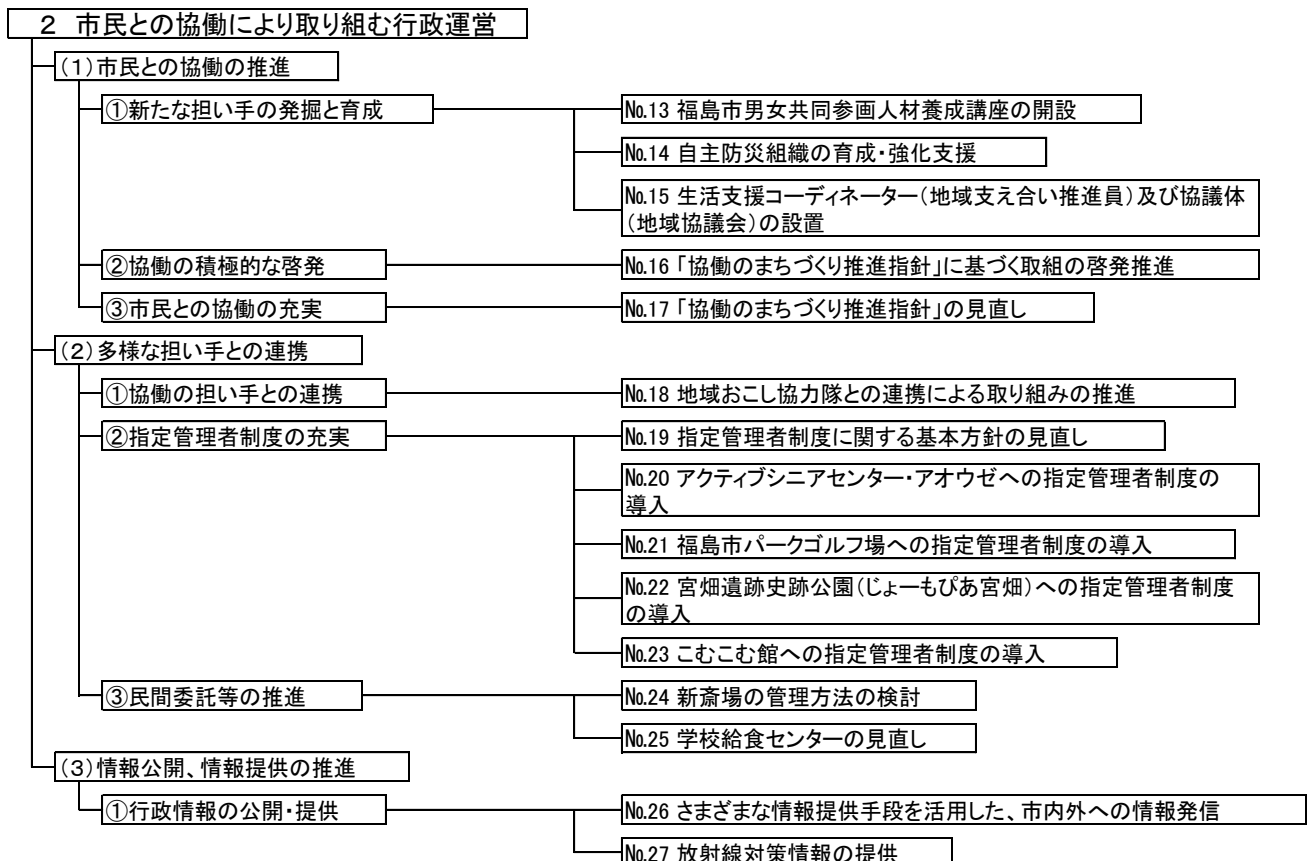
(2) 多様な担い手との連携

民間事業者や地縁型組織、NPO法人等の協働の担い手と行政が互いに連携するとともに、行政サービスを有効性や効率性に基づく行政改革の視点で見直し、民間委託等の手法を用いながら協働による役割分担に基づいて提供することにより、行政サービスの質の向上と行政の効率化を図りました。

(3) 情報公開、情報提供の推進

行政運営の透明性の確保は、より開かれた行政を目指すための前提条件となることから、行政情報を積極的に公開・提供し、市民との情報共有を進めました。

■行政改革推進プラン2016の体系



No.13 福島市男女共同参画人材養成講座の開設

大綱における体系	2 市民との協働により取り組む行政運営		区分	新規
	(1) 市民との協働の推進		担当部課	総務部 男女共同参画センター
	①新たな担い手の発掘と育成			
計画内容	概要	<p>本市内の企業や地域で活動する団体等において、男女共同参画を推進するリーダー的人材（企業においては「イクボス」）を養成することを目的に、「福島市男女共同参画人材養成講座」を開催する。</p> <p>本講座では、自らが男女共同参画を実践し、企業や地域社会等において大きな成果を生んでいる、あるいは生業としているプロフェッショナルを講師に迎え、男女共同参画について体系的に学ぶとともに、コミュニケーション力・ファシリテート力・合意形成能力を養い、グループ運営の手法を学ぶことで、多様な主体をまとめ結びつけることができる人材を養成する。</p>		
	目標 (年度)	<p>毎年度、受講者数に対する修了者数（全8回の講座中、5回以上に出席）の割合を80%以上とするとともに、修了者の「福島市男女共同参画人材リスト」への登録者数を10人以上とする。</p>		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	「福島市男女共同参画人材リスト」への登録を新規に10人とする。	平成28年度「男女共同参画人材養成講座」の修了者の割合は77.5%であった。 「福島市男女共同参画人材リスト」への新規登録者15人、総数71人となった。	当年度B
	H29	「福島市男女共同参画人材リスト」への新規登録を10人（延べ20人）とする。 事業の有用性と効果を評価・検証し、見直しを図る。	平成29年度「男女共同参画人材養成講座」の修了者の割合は77.1%であった。 「福島市男女共同参画人材リスト」への新規登録者9人（延べ24人）、総数71人となった。	当年度B
	H30	「福島市男女共同参画人材リスト」への新規登録を10人（延べ30人）とする。	平成30年度「男女共同参画人材養成講座」の修了者の割合は81.0%であった。 「福島市男女共同参画人材リスト」への新規登録者11人（延べ35人）、総数82人となった。	当年度A
	R1	「福島市男女共同参画人材リスト」への新規登録を10人（延べ40人）とする。	令和元年度「男女共同参画人材養成講座」の修了者の割合は75.6%であった。 「福島市男女共同参画人材リスト」への新規登録者9人（延べ44人）、既存リストからの抹消者3名、総数88人となった。	当年度B
	R2	「福島市男女共同参画人材リスト」への新規登録を10人（延べ50人）とする。 事業の有用性と効果を評価・検証し、見直しを図る。	令和2年度「男女共同参画人材養成講座」の修了者の割合は74.0%であった。 「福島市男女共同参画人材リスト」への新規登録者9人（延べ53人）、既存リストからの抹消者11人、総数86人となった。	当年度B
取り組みの成果	<p>5年間全体での受講者に対する修了者数の割合は76.9%（延べ人数：受講者212人、修了者163人）で、単年度で見ても、平成30年度を除いて目標を達成することが出来なかった。</p> <p>なお、「福島市男女共同参画人材リスト」への新規登録者数は、5年間で53人となり、目標を達成することができた。</p>			

No.1 4 自主防災組織の育成・強化支援

大綱における体系	2 市民との協働により取り組む行政運営	区分	新規	
	(1) 市民との協働の推進	担当部課	危機管理室	
	①新たな担い手の発掘と育成			
計画内容	概要	<p>平成27年4月1日現在、自主防災組織のうち、1年間で防災活動（防災訓練・防災講話等）している組織の割合は55%にとどまり、活動が停滞した組織が多い現状にある。</p> <p>自主防災組織による積極的な防災活動を展開してもらうため、活動していない自主防災組織については、組織見直しや防災リーダー育成、防災訓練等の実施における支援策を行う。また、活動している自主防災組織に対しては、防災リーダー研修や地域特性を踏まえた防災訓練等の実施、避難行動要支援者（災害時要援護者）に対する支援の推進など、自主防災組織の体制確立に向けた支援事業を実施する。</p>		
	目標 (年度)	<p>自主防災組織に対する支援策（育成指導・活動支援・訓練等のマニュアル）を定める。</p> <p>平成32年度（令和2年度）までに活動実施率100%を目指す。</p>		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	<p>自主防災組織の現状把握を行うためアンケートを実施し、組織の問題点や課題を抽出する。</p> <p>市関係部局連携による自主防災組織育成強化対策連絡会を開催し、各部局が所管する業務における支援策を検討する。</p>	<p>自主防災組織の実態把握に努めた結果、実施手法や内容の精査が必要ことが判明し、アンケートを実施できなかったことから、アンケート結果に基づき問題への対応を検討する庁内の対策連絡会も実施することができなかった。</p>	D
	H29	<p>市関係部局連携による自主防災組織育成強化対策連絡会を開催し、各部局が所管する具体的な支援策を定める。</p> <p>モデル地区を定め、支援策に基づく内容の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>アンケートを実施したが、その結果に基づき、自主防災組織育成強化対策連絡会を開催することができなかった。その結果、支援策が具体化せず、モデル地区の選定に至らなかった。</p>	C
	H30	<p>市関係部局連携による自主防災組織育成強化対策連絡会を開催し、各部局が所管する具体的な支援策を定める。</p> <p>モデル地区を定め、支援策に基づく内容の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>自主防災組織育成強化対策のため、自主防災組織活性化対策庁内連絡会を開催し、関係各部局と連携した支援策について検討を行った。</p> <p>モデル地区の募集の働きかけをしたが、決定までは至らなかった。</p>	C
	R1	<p>自主防災組織支援策に基づく事業の実施（防災訓練・防災講話等の実施）（活動実施率80%）</p>	<p>各会議等の時間を活用し、防災に関する講話を行う機会を設け、周知に努めた。また、モデル地区を選定し、防災マップを作成し、地域における取り組みのきっかけ作りを行った。</p>	C
	R2	<p>自主防災組織支援策に基づく事業の実施（防災訓練・防災講話等の実施）（活動実施率100%）</p>	<p>令和2年度は、コロナ禍の影響で地区防災訓練や防災講話を行う機会が減少したが、地域の防災力強化事業の取り組みとして、防災マップの作成支援を行った。</p>	C
取り組みの成果	<p>地域の防災訓練や町内会活動等の際に防災講話などを実施したことにより、少しずつではあるが組織の育成・強化に繋がったが、今後も、あらゆる機会を捉えて、地域住民に対し周知と意識づけを行うとともに、防災マップ・地区防災計画の作成を通じて地域の防災力強化に繋がるよう取り組んでいきたい。</p>			

No.15 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）及び協議体（地域協議会）の設置

大綱における体系	2 市民との協働により取り組む行政運営	区分	新規	
	(1)市民との協働の推進	担当部課	健康福祉部 長寿福祉課	
	①新たな担い手の発掘と育成			
計画内容	概要	高齢者の多様な支援ニーズに対応するため、生活支援・介護予防の体制整備を図る地域協議会を設置し、町内会やボランティア団体、企業などとの連携・協働の取り組みを推進する。この地域協議会を構成する団体の中から地域支え合い推進員を選出し、元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保などの地域資源の開発、関係者とのネットワークの構築、地域の高齢者支援ニーズとサービス提供のマッチングなどに取り組む。		
	目標(年度)	平成31年3月末までに、市内19地域包括支援センター圏域に地域協議会を設置するとともに、地域支え合い推進員を配置する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	市内全域を圏域とした地域協議会（第1層）を設置する。 市内6カ所の地域包括支援センター圏域に、地域協議会（第2層）を設置するとともに、地域支え合い推進員を配置する。	第2層地域協議会は設置又は設置に向け準備中である。 第2層地域支え合い推進員の配置は6地域に9名の方を配置した。 第1層の協議会並びに地域支え合い推進員は平成30年度完了に向け準備中である。	C
	H29	市内12カ所の地域包括支援センター圏域に、地域協議会（第2層）を設置するとともに、地域支え合い推進員を配置する。	第2層の地域支え合い推進員は、12カ所に19名を配置した。第2層の地域協議会は2カ所設置し、残り10カ所については設置準備中である。 第1層の地域支え合い推進員の配置並びに協議会の設置は平成30年度完了に向け準備中である。	C
	H30	地域包括支援センターの圏域を見直し、市内19カ所から22カ所に変更するため、全てに地域協議会（第2層）を設置するとともに、地域支え合い推進員を配置する。また、第1層の地域支え合い推進員の配置並びに協議会を設置する。	第2層の地域支え合い推進員を10カ所に配置し、22全ての地域包括支援センターに配置が完了した。地域協議会は1カ所増えて3カ所を設置した。 第1層の地域支え合い推進員は、地域包括ケア推進室の保健師等が兼務で担当することで調整中である。協議会については、未設置ではあるものの研修会の開催や事業内容を掲載した情報誌の全戸配布、「暮らしの中の支え合いお宝発表会」を開催した。また、次年度設置に向け、協議体の母体となる関係団体と調整を行った。	C
	R1	第2層の地域協議会未設置の圏域については、地域組織の連携方法や地域資源の発掘方法などについて情報共有するなど、発達段階に応じた支援を行う。また、設置済の圏域については、推進員と地域協議会が支え合いの取り組みを把握し、地域課題を共有し、地域づくりに関連する活動とニーズをコーディネートして、活動につなげる。 第1層については、地域支え合い推進員を配置し、高齢者を支え合う地域づくり推進連絡会とともに協議会を設置する。	第1層の地域支え合い推進員は、地域包括ケア推進室の職員10名を配置した。協議会については、高齢者を支え合う地域づくり推進連絡会にその機能を持たせて、令和2年1月に開催した。第2層については、地域支え合い推進員と市民の方を対象にした地域づくりの研修会や地域支え合い推進員を対象にした連絡会を開催し、地域協議会は2カ所増えて5カ所を設置した。 「暮らしの中の支え合いお宝発表会」が新型コロナウイルスの影響で中止となったものの、地域包括支援センターから推薦を受けた24団体に対しお宝の認定を行った。	C
	R2	第2層の地域協議会未設置の圏域については、地域組織の連携方法や地域資源の発掘方法などについて情報共有するなど、発達段階に応じた支援を行う。また、設置済の圏域については、推進員と地域協議会が支え合いの取り組みを把握し、地域課題を共有し、地域づくりに関連する活動とニーズをコーディネートして、活動につなげる。	第2層地域協議会設置済の圏域では、圏域内における高齢者支援の取組みを地域資源として把握に努めるとともに、資源マップの作成による可視化を通じて地域資源の整理・確認を行った。 また、同協議会未設置の圏域では、設置が進まない要因について住民と協議を行い、圏域ごとの地域性を考慮した助言を行うことにより設置準備の促進に努めた。 なお、令和3年2月には、高齢者支援に取り組む団体の活動を紹介する「地域包括ケアシステム」を作成し、全戸配布を行うことにより、地域における支え合いの現状についての周知を図った。	C
取り組みの成果	第1層地域協議会では、第2層地域協議会からの事業報告を通じて本市の高齢者支援の現状把握に努めるとともに、第2層地域協議会の設置促進、円滑な運営に対する支援を行うことを確認した。 第2層地域協議会では、町内会、民生委員、社会福祉協議会等の構成員が、圏域内で行われている高齢者支援の取組みについての情報共有等を行い、更なる支援の充実に向けて協議を行った。 その結果として、住民が実施主体となり、認知症高齢者やその家族の支援を目的とする「地区版認知症ガイドブックの作成」「認知症高齢者見守り声かけ訓練」を行うなど、地域課題の解決に向けた支援体制の構築が図られた。			

No.16 「協働のまちづくり推進指針」に基づく取り組みの啓発推進

大綱における体系	2 市民との協働により取り組む行政運営		区分	継続
	(1)市民との協働の推進		担当部課	政策調整部 地域共創課
	②協働の積極的な啓発			
計画内容	概要	協働を手法としたより良い地域づくりを実現するためには、その意義や重要性を正しく理解し、実践できる市民活動団体等や職員を育成する必要があることから、市民講座や職員研修等において協働の考え方等の啓発を推進するもの。		
	目標(年度)	毎年度、協働の事例集等を活用した市民講座や職員研修を行い、NPOや町内会、企業、大学等の多様な主体と行政による協働の取り組みを推進する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	協働の事例集等を活用した市民講座や職員研修を実施する。	協働のまちづくり推進指針及び事例を活用し、新人職員に対し職員研修を実施した。また、市民活動団体の集まり等で、担当が協働のまちづくりの講演を行った。	当年度 A
	H29	協働の事例集等を活用した市民講座や職員研修を実施する。	協働のまちづくり推進指針及び事例を活用し、新人職員に対し職員研修を実施した。また、市民活動団体の集まりや地縁団体に対し、担当が協働のまちづくりの講演を行った。	当年度 A
	H30	協働の事例集等を活用した市民講座や職員研修を実施する。	協働のまちづくり推進指針及び事例を活用し、新人職員に対し職員研修を実施した。また、市民活動団体の集まりや地縁団体に対し、担当が協働のまちづくりの講演を行った。	当年度 A
	R1	協働の事例集等を活用した市民講座や職員研修を実施する。	協働のまちづくり推進指針及び事例を活用し、新人職員に対し職員研修を実施した。また、市民活動団体の集まりや地縁団体に対し、担当が協働のまちづくりの講話を行った。	当年度 A
	R2	協働の事例集等を活用した市民講座や職員研修を実施する。	協働のまちづくり推進指針及び事例を活用し、新人職員に対し職員研修を実施した。また、市民活動団体の集まりに対し、担当が協働のまちづくりの講話を行った。	当年度 A
取り組みの成果	市民講座や職員研修を通じて協働を手法とした地域づくりの意義や重要性についての理解が促進され、多様な主体と行政による協働のまちづくりに寄与した。			

No.17 「協働のまちづくり推進指針」の見直し

大綱における体系	2 市民との協働により取り組む行政運営		区分	新規
	(1)市民との協働の推進		担当部課	政策調整部 地域共創課
	③市民との協働の充実			
計画内容	概要	市民との協働をさらに充実させるため、平成22年6月に策定した「新・福島市協働のまちづくり推進指針」について、市民ニーズや社会情勢の変化等を踏まえ見直しを図る。		
	目標(年度)	平成32年度(令和2年度)中に、市民ニーズや社会情勢の変化等を踏まえ指針の見直しを行う。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	協働の取り組みの検証を行い、新たな指針策定の方針について検討する。	現在、協働の取り組みについて、市民活動団体に対する啓発を推進しており、今年度においても実施した啓発活動に対し検証を行った。	D
	H29	協働の取り組みの検証を行い、新たな指針策定の方針について検討する。	現在、市民活動団体に対する協働の取り組みの啓発を推進しており、平成29年度は町内会などに協働のまちづくりの考え方を広げることができた。また、平成22年の改定指針策定の際のアドバイザーから推進指針の改定に向けてアドバイスをいただいた。	C
	H30	協働の取り組みの検証を行い、新たな指針策定の方針について検討する。	現在、市民活動団体に対する協働の取り組みの啓発を推進しており、平成30年度も町内会などに協働のまちづくりの考え方を広げることができた。また、次年度の市民会議立ち上げに向けて、組織の構成員や修正項目等について検討を行った。	C
	R1	指針の策定に関する市民会議等の立ち上げを行う。	平成22年の改定指針策定の際のアドバイザーより、前回の見直しの経過や市民会議のたちあげについてアドバイスをいただいた。	C
	R2	指針の策定に関する「ふくしま共創のまちづくり推進指針策定市民会議」を開催し、市民の意見を反映した新たな指針を決定する。	指針の策定に関する「ふくしま共創のまちづくり推進指針策定市民会議」を開催して、市民の意見を反映した「福島市共創のまちづくり推進指針」を策定した。	A
取り組みの成果		協働の取り組みの検証を行うとともに、「協働のまちづくり」を基本にさらに進化させた「共創のまちづくり推進指針」を策定した。		

No.18 地域おこし協力隊との連携による取り組みの推進

大綱における体系	2 市民との協働により取り組む行政運営		区分	新規
	(2)多様な担い手との連携		担当部課	市民・文化スポーツ部 定住交流課
	①協働の担い手との連携			
計画内容	概要	地域おこし協力隊と連携した、斬新な視点による柔軟なまちづくりの取り組みを推進することにより、市民サービスの向上につなげる。		
	目標(年度)	平成32年度(令和2年度)までに、市内3地区程度に地域おこし協力隊の導入を進める。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	地域おこし協力隊と連携したまちづくりの取り組みを実施する。	地域おこし協力隊の採用に向け、受入地域との協議及び福島県を含む関係団体と連携しながら募集要項の作成や募集説明会を実施し、平成29年度からの1名の採用につなげることができた。	D
	H29	地域おこし協力隊と連携したまちづくりの取り組みを実施する。	市内1地区に1名の地域おこし協力隊員を採用し、協力隊と連携したまちづくりを推進するとともに、新たな地区への導入に向け受入地域と協議を進め、平成30年度からの1名の採用につなげることができた。	C
	H30	地域おこし協力隊と連携したまちづくりの取り組みを実施する。	更なる地域おこし協力隊の導入に向け受入地域と協議を進め、市内2地区に2名の協力隊員を新たに採用し、合計3名の協力隊員と連携したまちづくりを推進した。	B
	R1	地域おこし協力隊と連携したまちづくりの取り組みを実施する。	更なる地域おこし協力隊の導入に向け受入地域と協議を進め、募集を開始した。また、既存2地区の協力隊員3名と連携したまちづくりを推進した。	B
	R2	地域おこし協力隊と連携したまちづくりの取り組みを実施する。	更なる地域おこし協力隊の導入に向け受入地域と協議を進め、募集を開始した。また、既存2地区の協力隊員2名と連携したまちづくりを推進した。	B
取り組みの成果		今年度1名の隊員が任期満了を迎え、市内への定住が決まったことは制度の目的を達成できたと考える。次年度中に既存隊員1名も任期満了を迎えることから定住に向けたフォローを行っていききたい。また、現在2地区で新たな協力隊を募集中であるが、全国各地で募集案件があることから、協力隊希望者に対し選ばれる活動内容等について、地域とともに検討したい。		

No.19 指定管理者制度に関する基本方針の見直し

大綱における体系	2 市民との協働により取り組む行政運営	区分	継続	
	(2) 多様な担い手との連携	担当部課	総務部 総務課	
	②指定管理者制度の充実			
計画内容	概要	多様化する市民ニーズへの適切な対応や市民の利便性の向上を図るため、指定管理者制度導入施設における導入効果等の検証や社会情勢の変化等を踏まえた基本方針の見直しを行う。		
	目標(年度)	平成29年度末までに基本方針を見直し、平成31年4月1日より、新たな基本方針に基づく指定管理者制度導入施設の管理運営を開始する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	指定管理者制度導入施設における導入効果等を検証する。	指定管理者制度導入施設における利用者数等の調査、検証を行い、基本方針の見直しに着手した。	C
	H29	指定管理者制度導入施設における導入効果等の検証や社会情勢の変化等を踏まえた基本方針の見直しを行う。	指定管理者制度に関する新たな基本方針(案)を取りまとめた。	B
	H30	新たな基本方針に基づく指定管理者の選定作業を行う。	行財政改革推進本部において平成30年5月に機関決定した基本方針に基づき、平成31年4月1日からの第4期指定管理施設(77施設)における指定管理者の選定を行った。	A
	R1	新たな基本方針に基づく指定管理者制度導入施設の管理運営を開始する。	新たな基本方針に基づく指定管理者制度導入施設の管理運営を滞りなく開始した。また、指定管理者制度導入施設管理運営評価実施要領を改訂し、実績重視の評価方法へと変更した。	A
	R2	導入後の効果等を検証する。	新たな基本方針に基づいて、2施設の指定管理者制度導入の選定を行うとともに、実績重視の運営評価を実施した。	A
取り組みの成果	平成30年度に5年間の目標設定を行って第4期の指定管理施設の選定が行われたが、コロナ禍の中での目標値達成が困難な施設も見受けられることから、評価制度の検討が改めて必要となっています。今後も、指定管理者制度の目的の一つである「さらなる市民サービスの向上と節減された経費の維持」を図るため、コロナ禍のなかで求められる施設の維持管理運営方法も含め、指定管理者と共に協議を行いながら、指定管理制度の充実を図ります。			

No.20 アクティブシニアセンター・アオウゼへの指定管理者制度の導入

大綱における体系	2 市民との協働により取り組む行政運営	区分	新規	
	(2) 多様な担い手との連携	担当部課	商工観光部 商工業振興課	
	②指定管理者制度の充実			
計画内容	概要	アクティブシニアセンター・アオウゼにおいて、民間のノウハウを活用することにより、市民サービスの向上を図るため、平成31年4月からの指定開始を目指し、導入効果等を検証しながら、指定管理者制度導入に向けた取り組みを進めていく。 貸館事業と自主事業のバランス及び市民との協働で進めてきた市民サポーターの取扱いが課題である。		
	目標(年度)	平成31年4月から指定管理者制度による運営を開始し、平成32年度(令和2年度)に運営状況の評価・検証を実施する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	指定管理に関する情報収集、検討を行う。	指定管理に関する情報収集、検討を行った。	D
	H29	検討結果を踏まえ指定管理に関する方向性の決定や導入に向けた調整を行う。	平成31年4月からの指定管理者制度を導入する方向性を決定した。	C
	H30	指定管理者を決定する。	指定管理者制度の導入にあたっては、「平成31年度からの指定管理者制度に関する基本方針」に基づき、指定期間を5年とし、指定管理者の募集についても、適正な競争原理と公平性を確保するため、公募により選考し、株式会社福島まちづくりセンターを選定した。	A
	R1	平成31年4月指定管理者制度による運営を開始する。	平成31年4月より株式会社福島まちづくりセンターを指定管理者とした管理運営に移行した。	A
	R2	管理運営状況の評価・検証を行う。	指定管理に移行後の管理運営状況については、新型コロナウイルス感染防止対策を図りながら、施設の適正管理に努め、展示企画等自主事業の実施など、円滑な運営を行っている。	A
取り組みの成果	指定管理移行後も、施設の適正管理及び円滑な運営が行われている。 引き続き適正な施設管理・運営ができるよう、指定管理者と定期的に協議の場を設けるとともに、管理運営状況の評価・検証を継続していく。			

No.2 1 福島市パークゴルフ場への指定管理者制度の導入

大綱における体系	2 市民との協働により取り組む行政運営		区分	新規
	(2) 多様な担い手との連携		担当部課	市民・文化スポーツ部 文化スポーツ振興室 スポーツ振興課
	②指定管理者制度の充実			
計画内容	概要	福島市パークゴルフ場において、民間の有する施設の管理・運営のノウハウを活用することにより市民サービスの向上を図るため、平成29年4月からの指定開始を目指し、導入効果等を検証しながら、指定管理者制度導入に向けた取り組みを進めていく。		
	目標(年度)	平成29年4月から指定管理者制度による運用を開始し、平成30年度より運営状況の評価・検証を実施する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	指定管理に関する情報収集・検討を行うとともに、部内における制度導入に向けた方向性を決定する。 指定管理者を決定する。	指定管理者制度の導入にあたっては、「平成26年度からの指定管理者制度に関する基本方針」に基づき、指定期間を5年とし、指定管理者の募集についても、適正な競争原理と公平性を確保するため、公募により選考し、公益財団法人福島市スポーツ振興公社を選定した。	A
	H29	平成29年4月指定管理者制度による運用を開始する。	施設の管理運営及び設置目的に沿った事業展開が期待される(公財)福島市スポーツ振興公社を指定管理者として選定し、円滑な運営を開始することができた。	A
	H30	管理運営状況の評価・検証を行う。	指定管理に移行後の管理運営状況については、施設の適正管理に加え、自主事業の実施など円滑な運営を行っている。	A
	R1	管理運営状況の評価・検証を行う。	管理運営状況については、施設の適正管理に加え、自主事業の実施など円滑な運営を行っている。	A
	R2	管理運営状況の評価・検証を行う。	管理運営状況については、施設の適正管理に加え、コロナ禍においても感染症対策を講じ、自主事業の実施など円滑な運営を行っている。	A
取り組みの成果	指定管理者と定期的に協議の場を設け、管理・運営状況の評価・検証を行うとともに、令和4年度からの次期指定管理に向けて、社会情勢の変化等を踏まえた基本方針の検討を進める。			

No.2 2 宮畑遺跡史跡公園(じょーもびあ宮畑)への指定管理者制度の導入

大綱における体系	2 市民との協働により取り組む行政運営		区分	新規
	(2) 多様な担い手との連携		担当部課	市民・文化スポーツ部 文化スポーツ振興室 文化振興課
	②指定管理者制度の充実			
計画内容	概要	宮畑遺跡史跡公園(じょーもびあ宮畑)において、民間の有する施設の管理・運営のノウハウを活用することにより市民サービスの向上を図るため、平成29年4月からの指定開始を目指し、導入効果等を検証しながら、指定管理者制度導入に向けた取り組みを進めていく。		
	目標(年度)	平成29年度から指定管理者制度による運用を開始し、平成30年度より運営状況の評価・検証を実施する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	指定管理に関する情報収集・検討を行うとともに、部内における制度導入に向けた方向性を決定する。 指定管理者を決定する。	指定管理者制度の導入にあたっては、指定管理制度の基本方針に基づき、指定期間を5年とし、指定管理者の選定については、施設の管理・運営に高い専門性が必要であることから、平成27年度より業務委託を受託していた公益財団法人福島市振興公社を非公募で選定した。	A
	H29	平成29年4月指定管理者制度による運用を開始する。	施設の管理運営及び設置目的に沿った事業展開が期待される(公財)福島市振興公社を指定管理者として選定し、円滑な運営を開始することができた。	A
	H30	管理運営状況の評価・検証を行う。	指定管理に移行後の管理運営状況については、施設の適正管理に加え、委託事業のほか、自主事業の実施など、円滑な運営を行っている。	A
	R1	管理運営状況の評価・検証を行う。	管理運営状況については、施設の適正管理を行うとともに、委託事業のほか自主事業の実施など円滑な運営を行っている。	A
	R2	管理運営状況の評価・検証を行う。	管理運営状況については、施設の適正管理に加え、コロナ禍においても感染症対策を講じ、委託事業のほか自主事業の実施など円滑な運営を行っている。	A
取り組みの成果	指定管理者と定期的に協議の場を設け、管理・運営状況の評価・検証を行うとともに、令和4年度からの次期指定管理に向けて、社会情勢の変化等を踏まえた基本方針の見直しを行う。			

No. 2 3 こむこむ館への指定管理者制度の導入

大綱における体系	2 市民との協働により取り組む行政運営		区分	新規
	(2)多様な担い手との連携		担当部課	教育委員会 生涯学習課
	②指定管理者制度の充実			
計画内容	概要	こむこむ館において、民間のノウハウを活用することにより、市民サービスの向上を図るため、平成31年4月からの指定開始を目指し、導入効果等を検証しながら、指定管理者制度導入に向けた取り組みを進めていく。館学習に関する部分をどのような形にしていくかが課題と考えられる。		
	目標(年度)	平成31年4月から指定管理者制度による運営を開始し、平成32年度(令和2年度)に運営状況の評価・検証を実施する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	指定管理に関する情報収集、検討を行う。	全国40の類似施設について指定管理者制度の導入状況調査を実施した。	D
	H29	検討結果を踏まえ指定管理に関する方向性の決定や導入に向けた調整を行う。	より一層のサービスの向上を図るため、事業も含め、平成31年4月からの指定管理者制度導入とする方向性を決定した。	C
	H30	指定管理者を決定する。	指定管理者制度の導入にあたっては、「平成31年度からの指定管理者制度に関する基本方針」に基づき、指定期間を5年とし、指定管理者の募集についても、適正な競争原理と公平性を確保するため、公募により選考し、公益財団法人福島市振興公社を選定した。	A
	R1	平成31年4月指定管理者制度による運営を開始する。	平成31年4月より公益財団法人福島市振興公社を指定管理者とした管理運営に移行した。	A
	R2	管理運営状況の評価・検証を行う。	管理運営状況については、新型コロナウイルス感染防止対策を図りながら、施設の適正管理に努め、SNSを活用した自主事業の実施など円滑な運営を行った。	A
取り組みの成果		指定管理に移行後も、施設の適正管理及び円滑な運営が行われている。引き続き適正な施設管理・運営ができるよう、指定管理者と定期的に協議の場を設けるとともに、管理運営状況の評価・検証を継続していく。		

No. 2 4 新斎場の管理方法の検討

大綱における体系	2 市民との協働により取り組む行政運営		区分	継続
	(2)多様な担い手との連携		担当部課	環境部 環境課
	③民間委託等の推進			
計画内容	概要	平成30年度末の供用開始を目的に建設を進める新斎場の管理方法については、市民の葬送に対する意識が多様化している現状を踏まえ、更に今後の人口動態や火葬需要の動向を見据えて、市民ニーズに対応できる管理方法について検討する。		
	目標(年度)	最も効率的な管理手法等について、平成29年度中に部の方針を決定する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	火葬業務の細分化や施設運営上の危機管理対策について検討する。	今後火葬件数は年々増加傾向が見込まれるため、新斎場では火葬炉の増設やお別れ室の個室化など、施設の充実を図っている。現在、遺体の受入から収骨業務までを一連の作業の中で執り行っているが、それら作業を業務ごとに細分化することが可能か研究を行った。また、本市斎場が稼働停止した場合の影響について分析を行った。	B
	H29	新斎場の管理手法等について、部の方針を決定する。	斎場は停止させてはならない施設のため、不測の事態にも対応できる危機管理体制とすることが重要であり、民間による質の高いサービス提供も求められることから、これらを総合的に検討し、一部業務の民間委託を含めた「直接管理」を部としての管理運営方針とした。	A
	H30	—	—	—
	R1	—	—	—
	R2	—	—	—
取り組みの成果		新斎場の管理運営について環境部指定管理者管理運営委員会において協議し、火葬業務等は直接管理、利用者と直接接する炉前業務等は民間委託とした。供用開始後は、将来にわたり安定的に運営できるよう業務管理に努める。(取り組み終了)		

No.25 学校給食センターの見直し

大綱における体系	2 市民との協働により取り組む行政運営		区分	継続			
	(2) 多様な担い手との連携		担当部課	教育委員会 教育施設管理課			
	③ 民間委託等の推進						
計画内容	概要	効果的・効率的な運営を図り、安全・安心な学校給食を提供するため、老朽化している西部と北部の学校給食センターを統廃合し新しい学校給食センターの整備と調理業務の民間委託の推進を図る。					
	目標 (年度)	<ul style="list-style-type: none"> 調理業務の民間委託 … 平成29年度 西部学校給食センター調理業務の委託を開始する。(以降は、調理職員の退職状況に応じ実施する。) 給食センター整備 … 平成34年(令和4年)3月末完成に向け、用地取得、基本設計、実施計画等を進める。 					
推進スケジュール	年度	取り組み予定		取り組み実績		進捗状況	
		民間委託	給食センター整備	民間委託	給食センター整備		
	H28	西部学校給食センター調理業務の民間委託のため業者選定プロポーザルを実施する。	新しい学校給食センター整備のため候補用地を選定する。	西部学校給食センター調理業務の民間委託のため業者選定プロポーザルを実施した。	新しい学校給食センター整備のため候補用地を検討した。	A	D
	H29	西部学校給食センター調理業務の民間委託を開始する。	新しい学校給食センター整備のため用地を取得する。また、PFI導入可能性調査を実施する。	西部学校給食センター調理業務の民間委託を開始した。	新しい学校給食センター整備のため候補用地を検討した。	A	D
	H30	北部学校給食センター調理業務の民間委託のため業者選定プロポーザルを実施する。	新しい学校給食センター整備のため候補用地を選定する。	北部学校給食センター調理業務の民間委託のため関係部署と協議を行い、業者選定プロポーザルを令和元年度に開催することとなった。	新しい学校給食センター整備のため候補用地の検討及び庁内関係部署との協議を進めた。	C	D
	R1	北部学校給食センター調理業務の民間委託のため業者選定プロポーザルを実施する。	新しい学校給食センター整備のため候補用地を選定する。	令和2年度からの北部学校給食センターの調理業務民間委託及び西部学校給食センターの第2期の委託にあたり、業者選定のためのプロポーザルを実施した。	新しい学校給食センター整備の候補用地の検討及び庁内関係部署との協議を進めた。	A	C
R2	北部学校給食センター調理業務の民間委託を開始する。	新しい学校給食センター整備のため用地を取得する。また、PFI導入可能性調査を実施する。	北部学校給食センター調理業務の民間委託を開始した。	新センター用地については、庁内関係各課との協議を進めた。また、PFI導入可能性調査を実施した。	A	B	
取り組みの成果		<p>民間委託の推進については、平成29年度に西部学校給食センター調理業務の民間委託を開始するとともに、その後、令和2年度には北部学校給食センターにおいても調理業務の民間委託を開始した。</p> <p>西部と北部の学校給食センターを統合した新学校給食センターの整備については、庁内関係部署との協議を進め、令和2年度には、整備手法の検討(PFI導入可能性調査)を行った。</p>					

No.26 さまざまな情報提供手段を活用した市内外への情報発信

大綱における体系		2 市民との協働により取り組む行政運営	区分	新規
		(3)情報公開、情報提供の推進	担当部課	政策調整部 広聴広報課
		①行政情報の公開・提供		
計画内容	概要	幅広い年代層に向けて市政情報を発信するため、ホームページをはじめ、ソーシャルメディアなどを活用して、さまざまな情報提供手段の充実を図り、本市の魅力発信の有益性向上を目指す。 また、時代の潮流にあった、新たな広報手段の導入について検討を行う。		
	目標(年度)	平成32年度(令和2年度)までに市ホームページの年間アクセス件数を約145万件にする。 (平成27年度比1.2倍)		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	市ホームページをリニューアルし、ユーザビリティ(使いやすさ)の向上を図り、情報発信力を強化する。 SNS(フェイスブック等)を活用して、市内在住の若者や外国人が本市の魅力を自ら発信する環境の整備についての検討及び導入を行う。	平成29年3月1日、市ホームページを誰もが使いやすく、市の魅力を効果的に発信できるようリニューアルを行った。 学生目線による福島市の魅力発信SNS検討会議を2回開催。外国人による福島市の魅力発信については、観光コンベンション推進室によるインバウンド推進事業で展開しているため検討を省略。	A
	H29	効果を検証するとともに、時代の潮流にあった新たな広報手段の導入について検討する。	学生目線による福島市の魅力発信SNS検討会議の結果を受けて、「学生目線による魅力発信投稿事業」としてツイッターアカウント『福島ぶらり散歩@大学生』を立ち上げた。	A
	H30	効果を検証するとともに、時代の潮流にあった新たな広報手段の導入について検討する。	平成30年4月から市長定例記者会見の動画をYouTubeで公開している。 また、公式フェイスブックやツイッターでは、本市の四季や自然などを映した30秒の短編動画の投稿に力を入れ、より迅速な情報発信に努めた。	A
	R1	効果を検証するとともに、時代の潮流にあった新たな広報手段の導入について検討する。	令和元年9月からインターネットやスマートフォンで情報を取得できるサービスを利用し、市の重点事業やお知らせを掲載した「市政だより」を配信している。 【「マチイロ」…毎月1日配信、「マイ広報紙」…毎月月上旬】 また、ホームページでは、台風19号情報や新型コロナウイルス感染症対策など住民への緊急情報を、担当課と連携しながら迅速な情報発信に努めた。	A
	R2	効果を検証するとともに、時代の潮流にあった新たな広報手段の導入について検討する。	新型コロナウイルス感染症関連情報や福島県沖地震における緊急情報や国・県・市の支援情報をまとめたページを作成し、担当所管と連携しながら迅速な情報発信に努めた。 令和2年11月26日からLINEを導入。受信者が希望する市政情報(新型コロナウイルス情報、健康、妊娠・出産、子育て、観光・イベント等)を設定でき、必要な情報を必要な方に本市からプッシュ型で配信した。	A
取り組みの成果		令和2年度は、新型コロナウイルス感染症や福島県沖地震など、緊急性、重要性の高い情報を迅速に発信を行うため11月26日からLINEを導入した。その利用促進のために下記的手段等でLINEアカウント登録を促し、新たな広報ツールで市政情報を提供できることの周知を図った。 【周知状況】市ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞広告、市政だより1月号表紙、本庁1階のサイネージ、新型コロナウイルスに関する出張説明会、地震関連緊急支援情報の町内会班回覧、本庁1階窓口待合スペース座席、支所・学習センター等の公共施設へのQRコード入りのポスターを掲載。 【登録状況】6,780(R3.3.31現在) 【参考:LINE導入県内自治体ユーザー数(R3.3.31現在):郡山市6,695、いわき市4,753、須賀川市2,738、田村市1,471、本宮市142】		

No. 2 7 放射線対策情報の提供

大綱における体系	2 市民との協働により取り組む行政運営		区分	継続
	(3) 情報公開、情報提供の推進		担当部課	環境部 環境再生推進室
	① 行政情報の公開・提供			
計画内容	概要	分かりやすい情報を迅速かつより多くの市民に提供するため、市内各地区で実施する除染の線量モニタリング結果や作業の進捗状況、放射線に関するQ & Aなど、市民が必要とする情報を提供する。		
	目標(年度)	引き続き分かりやすい情報を迅速かつより多くの市民に提供する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	市政だよりや放射線対策ニュース等により、迅速かつ分かりやすい情報を提供する。 除染情報センターを運営し市民への情報提供を行う。	放射線対策ニュースや市ホームページ等により、除染の進捗状況等について、随時市民に情報提供した。 除染情報センターに仮置場の模型や除染情報のパネル等を展示したほか、情報のデータベース化を図り、タッチパネル式大型モニターで各地区の除染状況等を閲覧できるようにするなど、市民への情報提供の充実に取り組んだ。	当年度 A
	H29	市政だよりや放射線対策ニュース等により、迅速かつ分かりやすい情報を提供する。 除染情報センターを運営し市民への情報提供を行う。	紙媒体である市政だよりや放射線対策ニュース、市ホームページにより、除染の取り組みや進捗状況、仮置き場の設置状況等について情報提供を行い、継続的な広報に努めた。 さらに、展示パネルの内容を更新し、空間線量の推移(減少状況)や除去土壌収集・運搬の全体スケジュール等掲載情報の充実に図った。	当年度 A
	H30	市政だよりや放射線対策ニュース等により、迅速かつ分かりやすい情報を提供する。 除染情報センターを運営し市民への情報提供を行う。	紙媒体である市政だよりや放射線対策ニュース、市のホームページにより、除去土壌の現場保管解消状況や仮置場からの中間貯蔵施設への輸送計画の情報提供を行い、継続的な広報に努めた。また、展示パネルの内容を見直し、最新の除去土壌の輸送状況等を掲載するなど情報の充実に図った。	当年度 A
	R1	市政だよりや放射線対策ニュース等により、迅速かつ分かりやすい情報を提供する。 除染情報センターを運営し市民への情報提供を行う。	紙媒体である市政だよりや放射線対策ニュース、市のホームページにより、除去土壌の現場保管解消状況や仮置場からの中間貯蔵施設への輸送計画の情報提供を行い、継続的な広報に努めた。また、展示パネルの内容を見直し、最新の除去土壌の輸送状況等を掲載するなど情報の充実に図った。	当年度 A
	R2	市政だよりや放射線対策ニュース等により、迅速かつ分かりやすい情報を提供する。 除染情報センターを運営し市民への情報提供を行う。	紙媒体である市政だよりや放射線対策ニュース、市のホームページにより、除去土壌の現場保管解消状況や仮置場からの中間貯蔵施設への輸送計画の情報提供を行い、継続的な広報に努めた。また、ホームページや展示パネルの内容を見直し、最新の除去土壌の輸送状況等を掲載するなど情報の充実に図った。	当年度 A
取り組みの成果		市政だより、放射線対策ニュース、市ホームページ等の各広報媒体を活用し、市民に対して除去土壌の輸送等に関する情報を提供することができた。 今後も、除去土壌の現場保管解消及び仮置場から中間貯蔵施設への輸送状況を逐次発信し、着実に環境の回復が図られていることについての情報提供を推進する。		

3 簡素で効率的な行政運営

■基本的な考え方

(1) 事務事業の見直し

目まぐるしく変化する社会情勢や、市民ニーズの多様化などに的確に対応していくため、市民からの信頼を十分に確保のうえ、理解と協力を得ながら、選択と集中の観点により事務事業全般について継続的に見直しを図りました。

(2) 定員管理・給与の適正化

多様化、複雑化する行政ニーズに対応するため、高度な専門知識、政策形成能力を備えた人材を育成することなどにより、引き続き職員数の適正化に努めるとともに、給与については国や他の地方公共団体との均衡も考慮しながら、適正化を図りました。

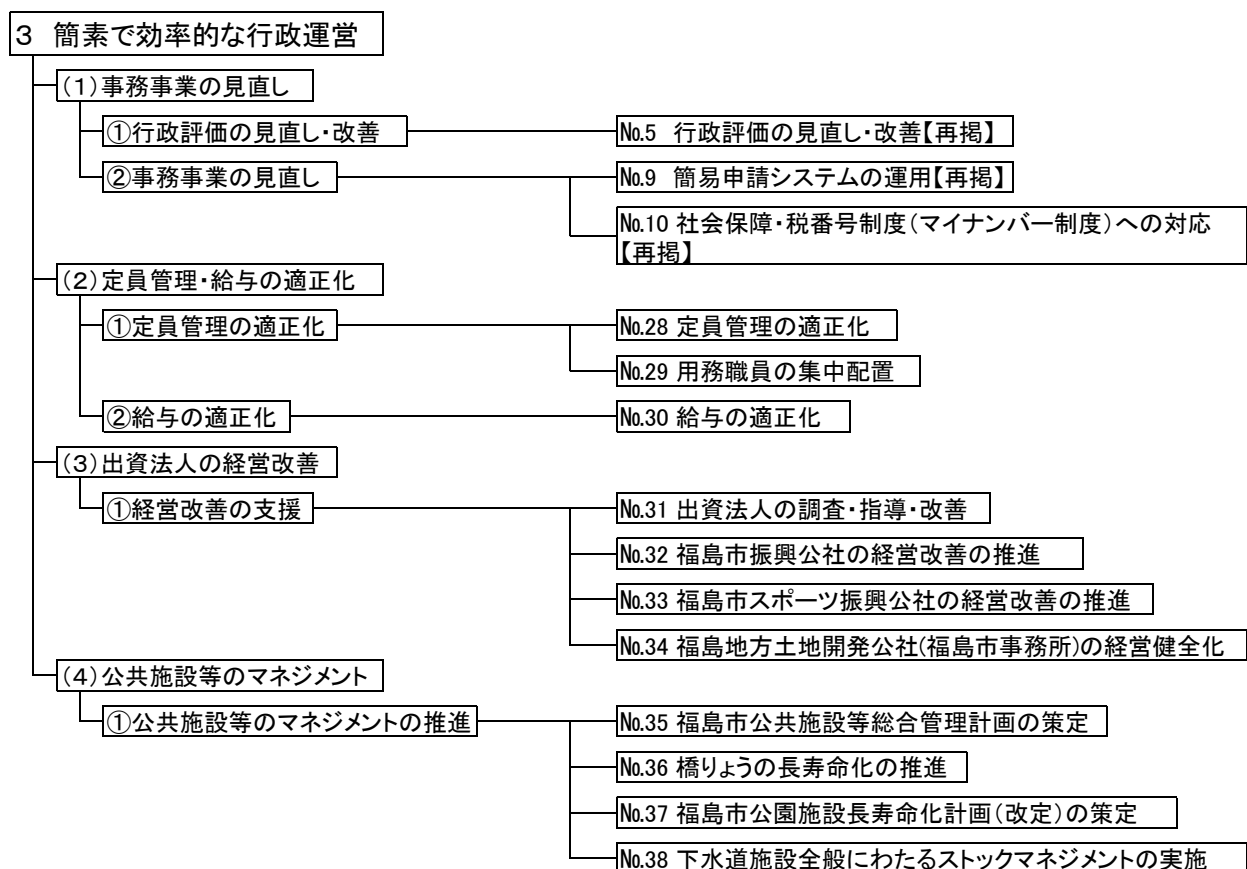
(3) 出資法人の経営改善

本市が25%以上の出資または出捐をしている法人を対象として、将来を見据えた当該団体の公益性、効率性、自律性、安定した運営等の視点を踏まえ、経営の改善を図りました。

(4) 公共施設等のマネジメント

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に努めることにより、公共施設等の最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを推進しました。

■行政改革推進プラン2016の体系



No. 2 8 定員管理の適正化

大綱における体系	3 簡素で効率的な行政運営	区分	継続	
	(2) 定員管理・給与の適正化	担当部課	総務部 人事課	
	① 定員管理の適正化			
計画内容	概要	業務の民間委託や指定管理者制度導入等の民間ノウハウの活用などを通し、行政コストの削減を図るため、第4次定員適正化計画に基づき、定員管理の適正化を図る。 なお、第4次定員適正化計画の計画期間については、平成28年度までとなることから、当該計画に基づく取り組みの結果を検証しながら、平成29年度以降の定員管理の適正化については、新たな定員適正化計画を策定し、取り組んでいくこととする。		
	目標(年度)	多様化する行政需要への対応等を踏まえ、中長期的な視点から計画的な定員管理の適正化を図る必要があることから、業務の民間委託や指定管理者制度導入等の民間ノウハウの活用などを通し、行政コストの削減を図るため、平成29年度から平成34年度（令和4年度）までの6年間を計画期間とする第5次定員適正化計画に基づき定員管理を行う。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。 (目標 12名減員：職員数 2,069名)	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図り、前年度から15名を減員し、職員数を2,064名とした。平成23年度から平成28年度までの6年間の計画期間において109名の減員目標に対して、114名の減員を行った。	A
	H29	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。 (目標 11名増員：職員数 2,075名)	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図り、前年度から11名を増員し、職員数を2,075名とした。平成29年度から平成34年度までの6年間の計画期間において45名の増員目標に対して、11名の増員を行った。	A
	H30	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。 (目標 36名増員：職員数 2,111名)	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図り、中核市移行に伴う専門職の採用を含め前年度から36名を増員し、職員数を2,111名とした。なお、平成31年4月1日付け組織機構改正、保育の質の向上や保育需要の増加への対応のため第5次定員適正化計画の見直しを行った。	A
	R1	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。 (目標 28名増員：職員数 2,139名)	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図り、中核市移行に伴う専門職の確保や保育需要の増加への対応のため、前年度から24名増員し、職員数を2,135名とした。多様化する行政需要への対応を図るとともに、定員の適正化を図った。	A
	R2	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図る。 (目標 16名増員：職員数 2,155名)	組織全体の事務事業の見直し等により、職員数及び配置の適正化を図り、中核市移行に伴う専門職の確保、待機児童対策への対応のため、正職員を前年度から25名増員し2,160名とした。 なお、令和2年度から会計年度任用職員制度が創設され職の整理を行う中で、学習センター館長及び幼稚園園長を任期付職員として新たに25名採用した。 引き続き、多様化する行政需要への対応を図るとともに定員の適正化を図っていく。	A
取り組みの成果	正職員の適正な配置については、平成29年度から令和4年度までの6年間を計画期間とする第5次定員適正化計画に基づき定員管理を行っているが、待機児童対策や組織の見直しに対応するため、平成30年度に定員適正化計画の見直しを行い、中長期的な視点から計画的な定員管理の適正化を図ることができている。 なお、令和2年度から会計年度任用職員制度導入に伴い、学習センター館長及び幼稚園園長を任期付職員として新たに25名採用したため、任期付職員をあわせると常勤の職員は2,185名となる。			

No. 29 用務職員の集中配置

大綱における体系	3 簡素で効率的な行政運営		区分	継続
	(2) 定員管理・給与の適正化		担当部課	総務部 人事課
	① 定員管理の適正化			
計画内容	概要	効率的な行政運営を図るため、人件費の抑制を図る必要があることから、用務職員の集中配置を進める。なお、計画期間は、平成28年度～平成31年度とする。		
	目標 (年度)	用務職員の定年退職による自然減にあわせて集中配置を進め、概ね3割程度の用務職の減員に取り組む。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	平成27年度に設置した検討会議において、今後の具体的な実施方法やスケジュールについて協議を行う。	検討会議において、今後の具体的な実施方法やスケジュール、試行を実施する方部等について協議を行った。	C
	H29	用務職の配置職場のうち一部の方部について試行的に方部制を導入する。	飯坂方部において方部制を試行的に実施し、本格実施に向けた協議を行うとともに、他の方部における試行に向け方部制の制度化を図った。	B
	H30	平成29年度の方部化について検証を行い、次年度以降の方部化実施に資する。	飯坂方部において方部制を本格的に実施した。また、他の10方部においては試行的に実施し、令和元年度全方部での本格実施に向けた検討を行った。	B
	R1	平成30年度の検証を踏まえ、計画的な集中配置化を進める。	令和元年度より飯坂方部を含め11方部での方部制による共同作業を本格的に導入した。	A
	R2	—	—	—
取り組みの成果	用務職員の集中配置は令和元年度の方部制本格導入により、用務職員が平成23年度の120名から令和元年度83名へと当初目的であった3割減を達成することができた。			

No.30 給与の適正化

大綱における体系	3 簡素で効率的な行政運営		区分	継続
	(2) 定員管理・給与の適正化		担当部課	総務部 人事課
	② 給与の適正化			
計画内容	概要	国や他の地方公共団体の状況を踏まえた上で、地域における民間企業の給与や地域の経済情勢を総合的に勘案し、適正な給与改定を行う。また、職員給与の透明性を確保するため、市政だより等で職員の給与について公表する。		
	目標(年度)	地域における民間企業の給与、経済情勢等を考慮し、適正な給与改定を行う。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	国等の状況を踏まえ、地域における民間企業の給与、経済情勢等を考慮し、給与改定を行う。	県人事委員会勧告に準拠した給与改定(給料0.04%引上げ、勤勉手当0.1月増)を実施した。また、わかりやすい給与公表に努めた。	当年度A
	H29	国等の状況を踏まえ、地域における民間企業の給与、経済情勢等を考慮し、給与改定を行う。	県人事委員会勧告に準拠した給与改定(給料0.08%引上げ、勤勉手当0.1月増)を実施した。また、わかりやすい給与公表に努めた。	当年度A
	H30	国等の状況を踏まえ、地域における民間企業の給与、経済情勢等を考慮し、給与改定を行う。	県人事委員会勧告に準拠した給与改定(給料0.11%引上げ、勤勉手当0.05月増)を実施し、また退職手当支給率の引き下げ、管理職給料月額1%カット(H30年度1年間)を行った。また、わかりやすい給与公表に努めた。	当年度A
	R1	国等の状況を踏まえ、地域における民間企業の給与、経済情勢等を考慮し、給与改定を行う。	県人事委員会勧告に準拠した給与改定(給料0.09%引上げ、勤勉手当0.05月増)を実施した。また、わかりやすい給与公表に努めた。	当年度A
	R2	国等の状況を踏まえ、地域における民間企業の給与、経済情勢等を考慮し、給与改定を行う。	県人事委員会勧告に準拠した給与改定(期末手当0.05月減)を実施した。また、わかりやすい給与公表に努めた。	当年度A
取り組みの成果	人事院勧告、福島県人事委員会勧告等を踏まえ給与改定を行っている。引き続き、国・県及び類似団体、民間企業等との均衡を失することのないよう、必要に応じて見直しを行い、さらにはその透明性を確保するために情報公開にも努めていく。			

No.31 出資法人の調査・指導・改善

大綱における体系	3 簡素で効率的な行政運営		区分	継続
	(3) 出資法人の経営改善		担当部課	総務部 総務課
	① 経営改善の支援			
計画内容	概要	市の出資比率が25%以上の団体等を関与法人と位置づけ、「福島市が出資する法人に関する調査・指導・改善委員会」において、経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施し、法人の内部統制機能等を確認、指導することで、各出資法人に対する牽制効果を高める。		
	目標(年度)	適正な会計処理等を維持するため、毎年度、実地調査を実施する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施する。	実地調査の前段、調査の質の向上を図ることを目的に「公益法人会計について」をテーマに研究を行い、関与法人10法人の経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施した。	当年度A
	H29	経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施する。	実地調査の前段、調査の質の向上を図ることを目的に「会計不正の手法について」をテーマに研究を行い、関与法人10法人の経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施した。	当年度A
	H30	経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施する。	中核市移行に伴い実施することとなった包括外部監査において、出資法人が監査対象となったことから、公認会計士による包括外部監査を受けた8法人を除く2法人について経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施した。	当年度A
	R1	経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施する。	実地調査の前段、調査の質の向上を図ることを目的に「公益法人会計について」をテーマに研究を行い、関与法人10法人の経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施した。	当年度A
	R2	経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施する。	実地調査の前段、調査の質の向上を図ることを目的に「会計不正の手法について」をテーマに研究を行い、関与法人10法人の経理等の処理に関する調査・指導・改善を実施した。	当年度A
取り組みの成果	調査法人については、所管課職員が法人に出向き、総勘定元帳等の経理関係書類の確認、備品等の現物調査、担当職員の聞き取りなどを行うことで、出資者として、法人に対するけん制効果を高めることができた。調査結果については、いずれの法人においても概ね適切に会計処理が行われ、物品等の管理も適切であった。次年度においても10法人に対する実施調査等を行い、業務執行等の適正化を図るとともに、効率的な組織へ改善を促していく。			

No.3 2 福島市振興公社の経営改善の推進

大綱における体系	3 簡素で効率的な行政運営		区分	継続
	(3) 出資法人の経営改善		担当部課	総務部 総務課
	①経営改善の支援			
計画内容	概要	市民文化の振興及び労働福祉において質の高いサービスを提供し、自主的・主体的な運営を行うため、福島市振興公社が策定した経営健全化計画について、進捗状況を確認しながら、助言・指導を行う。		
	目標 (年度)	毎年度、経営健全化計画の進捗状況等について調査・確認しながら必要な助言・指導を行い、自主的・主体的な経営を目指す。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	経営健全化計画の進捗状況について確認し、必要な助言・指導を行う。	経営健全化計画の進捗状況等について確認しながら、必要な助言・指導を行った。	当年度 B
	H29	経営健全化計画の進捗状況について確認し、必要な助言・指導を行う。	経営健全化計画の進捗状況等について確認しながら、必要な助言・指導を行った。	当年度 B
	H30	経営健全化計画の進捗状況について確認し、必要な助言・指導を行う。	経営健全化計画の進捗状況等について確認しながら、必要な助言・指導を行った。	当年度 A
	R1	経営健全化計画の進捗状況について確認し、必要な助言・指導を行う。	経営健全化計画の進捗状況等について確認しながら、必要な助言・指導を行った。	当年度 A
	R2	経営健全化計画の進捗状況について確認し、必要な助言・指導を行う。	経営健全化計画の進捗状況等について確認しながら、必要な助言・指導を行った。	当年度 A
取り組みの成果	過去に実施した除染監理業務で生じた収益を基本財産へ積み増しし、特定資産への算入を行うことで経営基盤の強化が図れている。令和2年度は、コロナ禍の影響で各種事業が行えない中、指定管理を受託した施設で、YouTube 配信を独自に開始したことや、古閑裕而記念館来館者の方へ、古閑裕而氏の曲をパイプオルガンやピアノ、フルートで演奏する企画を自ら発案し開催するなど工夫した取り組みを行った。本市のこれまでの助言・指導を踏まえ、自ら策定した経営健全化計画に基づき、着実に自主的・主体的な運営が行われてきている。今後も、振興公社が市民文化の振興及び労働福祉において質の高いサービスを提供しながら、自主的・主体的な経営を進められるよう出資者として必要な助言・指導を行っていく。			

No.3 3 福島市スポーツ振興公社の経営改善の推進

大綱における体系	3 簡素で効率的な行政運営		区分	継続
	(3) 出資法人の経営改善		担当部課	市民・文化スポーツ部 文化スポーツ振興室 スポーツ振興課
	①経営改善の支援			
計画内容	概要	事業の活性化やサービスの向上を推進するほか、自主財源の拡充を図るなど経営改善を支援しながら、自立的な経営基盤の確立を目指す。		
	目標 (年度)	毎年度、自立的な経営基盤が確立されるよう、経営改善に向けて必要な助言・指導を行う。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	自立的な経営基盤が確立されるよう、経営改善に向けて必要な助言・指導を行う。	自立的な経営基盤が確立されるよう、経営改善に向けて必要な助言・指導を行った。	当年度 B
	H29	自立的な経営基盤が確立されるよう、経営改善に向けて必要な助言・指導を行う。	自立的な経営基盤が確立されるよう、経営改善に向けて必要な助言・指導を行った。	当年度 B
	H30	自立的な経営基盤が確立されるよう、経営改善に向けて必要な助言・指導を行う。	自立的な経営基盤が確立されるよう、経営改善に向けて必要な助言・指導を行った。	当年度 B
	R1	自立的な経営基盤が確立されるよう、経営改善に向けて必要な助言・指導を行う。	自立的な経営基盤が確立されるよう、経営改善に向けて必要な助言・指導を行った。	当年度 B
	R2	自立的な経営基盤が確立されるよう、経営改善に向けて必要な助言・指導を行う。	自立的な経営基盤が確立されるよう、経営改善に向けて必要な助言・指導を行った。	当年度 B
取り組みの成果	コロナ禍での施設の臨時休館や利用者減少によって、収入が大きく落ち込む中、自主財源の確保と経費節減を図り、自立的な経営基盤の確保に取り組んだ。今後も、スポーツ振興公社がウィズコロナ・アフターコロナを見据え、その専門性を益々発揮し、スポーツを通じた市民の健康的な生活とスポーツ振興に寄与するため、更なる自主財源の確保と経費節減を促進し、公益財団法人としての経営の安定化を図りながら、自立的な運営基盤が確立されるよう必要な助言・指導を行っていく。			

No.3 4 福島地方土地開発公社（福島市事務所）の経営健全化

大綱における体系	3 簡素で効率的な行政運営		区分	継続
	(3) 出資法人の経営改善		担当部課	財務部 財産マネジメント推進室 財産マネジメント推進課
	①経営改善の支援			
計画内容	概要	<p>福島地方土地開発公社福島市事務所の経営健全化を平成13年度から簿価縮減を進めてきた結果、平成27年度末簿価は93億円余まで縮減したが、市が取得依頼をした用地の買い戻しを進めなければ、利払いが市の負担となり続けることから、引き続き公社の経営健全化のため、先行取得依頼用地の買い戻しのほか、財政支援措置等の支援を行う。</p> <p>なお、第二期経営健全化計画は公社用地を応急仮設住宅用地等で使用する予定の平成29年度まで延長し、その間、仮設住宅等の動向を見ながら第三期計画を策定する予定である。</p>		
	目標 (年度)	第二期経営健全化計画期間を平成29年度まで延長し、簿価を概ね12億円縮減する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	簿価縮減額を464百万円とする。	第二期経営健全化計画の延長2年間の計画に基づき、216百万円の買い戻しを進め健全化を図った。平成28年度新たに国からの依頼により国事業の代行用地取得等（571百万円）を進めたことにより、年度末簿価は389百万円増加となった。	C
	H29	簿価縮減額を778百万円とする。	経営健全化計画に基づき、買い戻しを進め、簿価を281百万円縮減した。	C
	H30	第三期計画において設定する。簿価縮減額を256百万円とする。	平成30年5月に、公社保有の簿価と資産価値とのかい離を解消することを目的に第三期計画を策定し、計画に基づき買い戻しを進め、256百万円縮減した。	C
	R1	簿価縮減額を470百万円とする。	経営健全化計画に基づき、買い戻しを進め、簿価を431百万円縮減した。	C
	R2	簿価縮減額を943百万円とする。	経営健全化計画に基づき、買い戻し等を進め、簿価を681百万円縮減した。	C
取り組みの成果	平成29年度まで第2期計画を延長し、年度末簿価を目標どおり88億円まで縮減した。その後第3期計画を策定し、平成30年度から令和2年度までに、目標額1,669百万円に対し1,368百万円の簿価を縮減。公社から民間への売却が見込まれるため買い戻しを見送った土地を除き、計画通りに簿価を縮減した。			

No.3 5 福島市公共施設等総合管理計画の策定

大綱における体系	3 簡素で効率的な行政運営		区分	新規
	(4) 公共施設等のマネジメント		担当部課	財務部 財産マネジメント推進室 財産マネジメント推進課
	① 公共施設等のマネジメントの推進			
計画内容	概要	<p>近年、厳しい財政状況が続く中、公共施設等の老朽化対策が全国的に課題となっている。また、今後、少子高齢化とそれに伴う人口減少が進むことにより公共施設等の利用需要の変化が予想されることから、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減と公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。これら課題に対処するため、「福島市公共施設等総合管理計画」を策定し、個別の公共施設等の総合的かつ計画的な管理について検討する。</p>		
	目標 (年度)	平成28年度末までに「福島市公共施設等総合管理計画」を策定し、計画に基づき個別の公共施設等の総合的かつ計画的な管理について検討する。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	「福島市公共施設等総合管理計画」を策定する。	平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とし、公共施設やインフラ資産の老朽化に対する基本的な考え方を示した「福島市公共施設等総合管理計画」を平成29年2月に策定した。	A
	H29	計画に基づき、個別の公共施設等の総合的かつ計画的な管理について検討する。	福島市公共施設等総合管理計画の下位計画である施設分類別の個別計画の策定について、平成33年度からの次期福島市総合計画との調整を図る観点から、平成31年度を目途に順次策定することとし、個別計画策定に向けた庁内合意を図るための説明会を実施した。	A
	H30	計画に基づき、個別の公共施設等の総合的かつ計画的な管理について検討する。	令和元年度を目途に順次策定することとした、個別計画については、平成30年10月に「子育て支援系施設個別計画」を策定した。その他の個別計画についても各分類別にヒアリングを実施し、作業内容を確認しながら策定作業を進めた。	A
	R1	計画に基づき、個別の公共施設等の総合的かつ計画的な管理について検討する。	個別計画については、すでに策定済みものを含め、公共施設17分類中15分類、インフラ資産6分類すべての策定を完了しており、残り2分類についても令和2年度早期の策定に向け、取り組みを進めている。	A
	R2	計画に基づき、個別の公共施設等の総合的かつ計画的な管理について検討する。	令和2年5月に2分類の個別計画を策定し、公共施設17分類、インフラ資産6分類のすべての個別計画について策定を完了した。	A
取り組みの成果	公共施設等総合管理計画及び全23分類の個別計画を策定し、公共施設等の管理に関する基本的方針や公共施設等の最適化に向けた施設ごとの方向性を示した。			

No.3 6 橋梁の長寿命化の推進

大綱における体系	3 簡素で効率的な行政運営		区分	継続
	(4) 公共施設等のマネジメント		担当部課	建設部 道路保全課
	①公共施設等のマネジメントの推進			
計画内容	概要	コストの縮減・平準化を図るとともに延命化・安全性の向上を図るため、福島市橋梁長寿命化修繕計画を平成23年度に策定したが、計画に基づき実施した点検・補修工事の結果を検証し、平成28年度に長寿命化修繕計画のフォローアップを行う。		
	目標 (年度)	平成28年度中に福島市橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行う。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	福島市橋梁長寿命化修繕計画の見直し、公表、橋梁管理システムのデータ更新を行う。	橋梁点検(2巡目)の結果を踏まえ、平成29年3月、福島市橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行い、橋梁管理システムのデータ更新を行った。 また、当該計画について、今後、ホームページなどで公表を行う。	A
	H29	計画に基づき、橋梁の長寿命化を推進する。	計画に基づき、橋梁の長寿命化の推進を図った。 (橋梁修繕 N=7橋 実施)	A
	H30	計画に基づき、橋梁の長寿命化を推進する。	計画に基づき、橋梁の長寿命化の推進を図った。 (橋梁修繕 N=7橋 実施)	A
	R1	計画に基づき、橋梁の長寿命化を推進する。	計画に基づき、橋梁の長寿命化の推進を図った。 (橋梁修繕 N=10橋 実施)	A
	R2	計画に基づき、橋梁の長寿命化を推進する。	計画に基づき、橋梁の長寿命化の推進を図った。 (橋梁修繕 N=9橋 実施)	A
取り組みの成果		平成28年度に定めた橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁長寿命化の推進を図ることができた。 今後も、本計画に基づき長寿命化を推進するとともに、定期的に橋梁点検を行い、概ね5年に1回の計画見直しを行っていく。		

No.3 7 福島市公園施設長寿命化計画(改定)の策定

大綱における体系	3 簡素で効率的な行政運営		区分	新規
	(4) 公共施設等のマネジメント		担当部課	都市政策部 公園緑地課
	①公共施設等のマネジメントの推進			
計画内容	概要	市内公園遊具は、経年劣化による老朽化が著しく、早急に最新の安全基準に準拠した遊具更新が必要であることから、平成25年度に遊具に特化した「福島市公園施設長寿命化計画」を策定したが、新たに一般公園施設(トイレ・パーゴラ等)も含めた計画に改定することで、遊具と合わせた改築・更新が可能となり、従来の壊れてから直す事後保全型管理から予防保全型管理に転換し、ライフサイクルコストの平準化と縮減を図るため、「福島市公園施設長寿命化計画(改定)」を策定する。		
	目標 (年度)	平成28年度中に「福島市公園施設長寿命化計画」の見直しを行う。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	「福島市公園施設長寿命化計画(改定)」を策定する。	公園遊具だけでなく、公園一般施設(トイレ・パーゴラ等)を含めた「福島市公園施設長寿命化計画」を改定した。	A
	H29	計画に基づき、公園施設の長寿命化を推進する。	これまで、補助採択を受けている遊具更新を実施し長寿命化を推進するとともに、改定した長寿命化計画を国へ提出し、平成30年度以降の事業化が認められた。	A
	H30	計画に基づき、公園施設の長寿命化を推進する。	長寿命化計画に基づき、公園施設の更新を行った。 (N=5公園)	A
	R1	計画に基づき、公園施設の長寿命化を推進する。	長寿命化計画に基づき、公園施設の更新を行った。 (N=3公園)	A
	R2	計画に基づき、公園施設の長寿命化を推進する。	長寿命化計画に基づき、公園施設の更新を行った。 (N=6公園)	A
取り組みの成果		平成28年度改正した福島市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の更新を行った。 今後も、本計画に基づき長寿命化を推進するとともに、公園施設の健全度調査を継続し、概ね5年に1回の計画見直しを行っていく。		

No.38 下水道施設全般にわたるストックマネジメントの実施

大綱における体系	3 簡素で効率的な行政運営		区分	新規
	(4) 公共施設等のマネジメント		担当部課	都市政策部 下水道室 下水道建設課
	①公共施設等のマネジメントの推進			
計画内容	概要	下水道施設全体を、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築等を一体的に捉えて計画的かつ効率的に管理する。 ※下水道施設：管路、ポンプ場、処理場土木・建築、処理場設備等		
	目標(年度)	点検・調査計画を策定し、実施・診断を行い、修繕・改築手法の評価と選定により施設管理の最適化を図る。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	資産の現状を把握する。	地方公営企業法適用化事業で行った資産調査により資産データを集積・整理した。また、管渠台帳システムデータの整備を実施し、ストックマネジメント計画へ活用するよう整理した。	D
	H29	ストックマネジメント基本計画を策定する。	県の指導によりストックマネジメント基本計画を策定し、加えて、管路・マンホールポンプの点検・調査計画を策定した。	C
	H30	点検・調査計画の策定と実施、診断を行う。 (管路施設、土木構造物、設備) [第1回目]	室内ストックマネジメント作業部会において、管きよ点検実施箇所の確認やマンホール蓋維持管理作業部会を開催した。	C
	R1	点検・調査計画の策定と実施、診断を行う。 (管路施設、土木構造物、設備) [第1回目]	管路施設は管口テレビカメラにて1,897箇所を点検し、また、ポンプ場における点検・調査計画を策定した。加えて、管路施設やポンプ場等の施設情報や点検調査結果をデータベース化による情報システムを構築した。	B
	R2	点検・調査計画の策定と実施、診断を行う。 (管路施設、土木構造物、設備) [第2回目] 維持修繕・改築手法の評価と選定を行う。 (管路施設、土木構造物、設備) [第1回目]	管路施設は1,610箇所の管口カメラによる点検と、R1に点検した箇所で、点検の結果再調査が必要な箇所L=2,524mについて、自走式テレビカメラによる調査を実施した。また、ポンプ場については、4箇所を点検・調査し、修繕改築計画を策定した。点検・調査結果については、情報システムに入力し、データの蓄積を行った。	B
取り組みの成果	ストックマネジメント計画に基づく管渠やポンプ場等の点検・調査の実施や修繕改築計画を策定したことにより、下水道施設の状態や最適な改築更新時期を把握することができ、事業費のコスト縮減や平準化を図ることが可能となった。			

4 健全で効率的な財政運営

■基本的な考え方

(1) 健全な財政運営

行政資源を有効に活用し、安定した行財政運営を行うためには、健全な財政基盤の確立が不可欠であり、事業の必要性と効果の検証、適切な見直しを行い、財政の効率化を図りました。

(2) 収入の確保

収入面について、公平な課税と受益者負担の適正化を確保するため、市税や使用料等の賦課徴収の徹底などに取り組むとともに、さらなる財源確保に努めました。

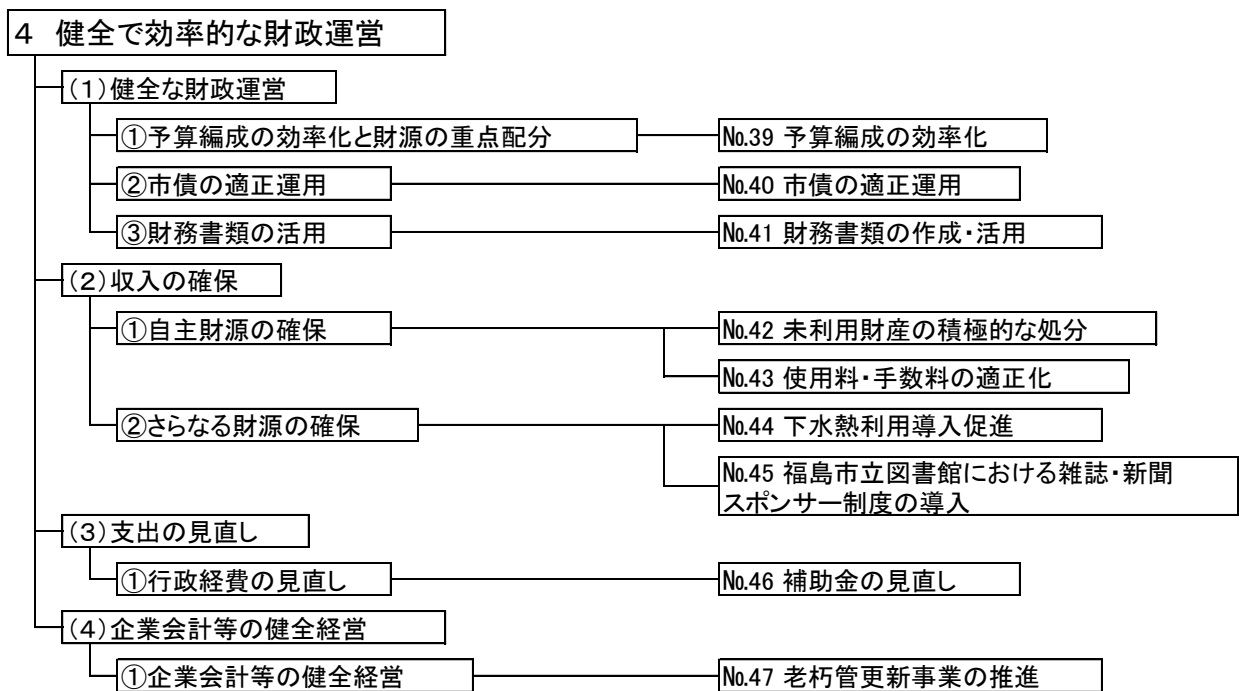
(3) 支出の見直し

支出面について、徹底した経費の削減を図り、限られた財源の効果的な活用に努めました。

(4) 企業会計等の健全経営

各公営企業・特別会計については、中長期的な視点に立って、適切かつ効率的な事業運営に努めました。

■行政改革推進プラン2016の体系



No.39 予算編成の効率化

大綱における体系	4 健全で効率的な財政運営		区分	継続
	(1)健全な財政運営		担当部課	財務部 財政課
	①予算編成の効率化と財源の重点配分			
計画内容	概要	健全な財政運営を推進し、財政の効率化と行政サービスの質の向上を図る必要があるため、事業の必要性や効果などについての検証、適切な見直しを行ったうえで、行政評価や実施計画記載事業における評価・検証との連携を図りながら、効率的な予算編成に取り組む。		
	目標(年度)	行政評価を関連させた効率的な予算編成を行い、健全な財政運営を目指す。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	事業の必要性や効果などを評価・検証したうえで、行政評価と関連した効率的な予算編成を行う。	総合計画と整合性を図るとともに、行政評価を実施しながら、効率的な予算編成を行った。	当年度A
	H29	事業の必要性や効果などを評価・検証したうえで、行政評価と関連した効率的な予算編成を行う。	総合計画と整合性を図るとともに、経常的経費における枠配分方式の導入や行政評価を実施することで、効率的な予算編成を行った。	当年度A
	H30	事業の必要性や効果などを評価・検証したうえで、行政評価と関連した効率的な予算編成を行う。	総合計画と整合性を図るとともに、経常的経費における枠配分方式の導入や行政評価を実施することで、効率的な予算編成を行った。	当年度A
	R1	事業の必要性や効果などを評価・検証したうえで、行政評価と関連した効率的な予算編成を行う。	総合計画と整合性を図るとともに、経常的経費は決算ベースで大幅に見直しを行ったほか、行政評価を実施することで、効率的な予算編成を行った。	当年度A
	R2	事業の必要性や効果などを評価・検証したうえで、行政評価と関連した効率的な予算編成を行う。	第6次総合計画との位置づけなどゼロベースで見直しを行うとともに、事務的な経常的経費は決算ベースで見積もったほか、行政評価の実施により効率的な予算編成を行った。	当年度A
取り組みの成果	行政評価による手法とともに前例にとらわれず事業の必要性や効果を評価検証し、第6次総合計画との整合を図り、政策の効果を出すべき時期や事業をしっかりと見定め、効率的な予算編成に取り組んだ。今後、大規模事業の本格化などにより、厳しい財政運営となることが見込まれることから、予算編成にあたっては、引き続き、既存事業の実績や効果を検証しゼロベースで見直しを行うとともに、総合計画との整合性を図り、財源の捻出に様々な努力を講じながら、中長期的な視点に立った健全な財政運営を目指していく。			

No.40 市債の適正運用

大綱における体系	4 健全で効率的な財政運営		区分	継続
	(1)健全な財政運営		担当部課	財務部 財政課
	②市債の適正運用			
計画内容	概要	公債費負担や市債現在高の状況等を十分勘案し、後世に過大な負担を残すことのないよう、実質公債費比率8%未満の堅持をガイドラインに、長期的な視点に立った適正な運用に努める。		
	目標(年度)	実質公債費比率8%未満の堅持をガイドラインに、市債の適正な運用を図る。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに市債依存度の抑制を基調とした適正な運用に努める。	公債費負担や市債現在高の状況等を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努めた。(平成27年度実質公債費比率2.7%)	当年度A
	H29	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに市債依存度の抑制を基調とした適正な運用に努める。	公債費負担や市債現在高の状況等を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努めた。(平成28年度実質公債費比率1.7%)	当年度A
	H30	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに市債依存度の抑制を基調とした適正な運用に努める。	公債費負担や市債現在高の状況等を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努めた。(平成29年度実質公債費比率1.6%)	当年度A
	R1	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに市債依存度の抑制を基調とした適正な運用に努める。	公債費負担や市債現在高の状況等を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努めた。(平成30年度実質公債費比率1.1%)	当年度A
	R2	財政指標等の状況を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに市債依存度の抑制を基調とした適正な運用に努める。	公債費負担や市債現在高の状況等を十分勘案し、市債充当事業の厳選とともに適正な運用に努めた。(令和元年度実質公債費比率1.2%)	当年度A
取り組みの成果	公債費負担や臨時財政対策債を除いた市債現在高の状況等を十分勘案し、地方交付税措置のある有利な起債の活用と充当事業の厳選に努めるなど、市債を適正に運用したことにより、将来に過大な負担を残さない、長期的な視点に立った健全な財政運営を維持した。			

No. 4 1 財務書類の作成・活用

大綱における体系	4 健全で効率的な財政運営		区分	継続
	(1) 健全な財政運営		担当部課	財務部 財政課
	③財務書類の活用			
計画内容	概要	固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類を平成29年度末までに作成するとともに、引き続き、市民に分かりやすい財務情報の公表と行財政運営への活用に努める。		
	目標(年度)	固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類を整備し、市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営への利活用を図る。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	統一的な基準による財務書類の作成に向けた課題を整理し、体制を整備する。	統一的な基準による財務書類の整備に向け、開始貸借対照表の作成や各財務書類等作成にあたってのマニュアル作りなど、効率的な作成体制の整備を進めた。 また、より効果的な活用方法について先進的な事例などを参考にしながら調査、研究も進めた。	B
	H29	統一的な基準による財務書類(平成28年度決算)を作成する。市民に分かりやすい財務情報の公表と行財政運営への活用に努める。	統一的な基準による財務書類(平成28年度決算)を作成・公表し、行財政運営への活用に努めるとともに、今後の効果的な活用方法について調査、研究を進めた。	当年度 A
	H30	前年度決算の財務書類を作成するとともに、市民に分かりやすい財務情報の公表と行財政運営への活用に努める。	統一的な基準による財務書類(平成29年度決算)を作成し、分かりやすい財務情報の公表と、行財政運営への活用に努めた。	当年度 A
	R1	前年度決算の財務書類を作成するとともに、市民に分かりやすい財務情報の公表と行財政運営への活用に努める。	統一的な基準による財務書類(平成30年度決算)を作成し、分かりやすい財務情報の公表と、行財政運営への活用に努めた。	当年度 A
	R2	前年度決算の財務書類を作成するとともに、市民に分かりやすい財務情報の公表と行財政運営への活用に努める。	統一的な基準による財務書類(令和元年度決算)を作成し、市ホームページによる財務情報の公表を、よりわかりやすく改めた。	当年度 A
取り組みの成果		統一的な基準による財務書類(令和元年度)を作成し、より分かりやすい表現に改め公表した。 これまでのストックと限られた財源を効果的に活用していくため、引き続き、市民に分かりやすい財務情報の公表と比較検証による行財政経営への活用を目指していく。		

No. 4 2 未利用財産の積極的な処分

大綱における体系	4 健全で効率的な財政運営		区分	継続
	(2) 収入の確保		担当部課	財務部 財産マネジメント推進室 財産マネジメント推進課
	①自主財源の確保			
計画内容	概要	歳入増を図り健全な財政運営に寄与するため、一般競争入札をはじめ、不動産関係事業者団体との連携を図り、未利用の市有財産の積極的な処分を行う。		
	目標(年度)	未利用財産の積極的な処分により自主財源の確保を図る。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	売却予定額を20百万円とする。	売却件数41件・売却面積46,463.46㎡・売却額33百万円	当年度 A
	H29	売却予定額を137百万円とする。	売却件数27件・売却面積1,630.73㎡・売却額24百万円	当年度 C
	H30	売却予定額を19百万円とする。	売却件数42件・売却面積 13,175.47㎡・売却額275百万円	当年度 A
	R1	売却予定額を22百万円とする。	売却件数34件・売却面積 9,803.05㎡・売却額29百万円	当年度 A
	R2	売却予定額を16百万円とする。	売却件数19件・売却面積 13,338.29㎡・売却額86百万円	当年度 A
取り組みの成果		未利用財産の積極的な処分に努めたことで、売却額の目標である5年計214百万円を大きく上回る447百万円とし、自主財源の確保を図った。		

No.4 3 使用料・手数料の適正化

大綱における体系	4 健全で効率的な財政運営		区分	継続
	(2) 収入の確保		担当部課	財務部 財産マネジメント推進室 財産マネジメント推進課 財政課
	① 自主財源の確保			
計画内容	概要	自主財源の確保を図るため、受益者負担の原則に立った、使用料・手数料などの適正化を図る。		
	目標(年度)	受益者負担の原則に立ち、使用料・手数料などを適切に見直し、自主財源の確保を図る。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	使用料・手数料の適正化を図る。	予算編成の時期等において、景気の動向等の影響を考慮しながら、見直しの有無について検討を行うとともに、平成29年2月に「福島市公共施設等総合管理計画」を策定し、同計画の基本方針を踏まえ効率的な施設等の管理運営を進めることとした。	当年度D
	H29	使用料・手数料の適正化を図る。	予算編成の時期等において、景気の動向等の影響を考慮しながら、見直しの有無について検討を行うとともに、平成31年度までを目途に、福島市公共施設等総合管理計画の下位計画である個別計画を、施設分類別に策定する方針を定め、施設の統廃合や効率的な管理運営を進めることとした。	当年度D
	H30	使用料・手数料の適正化を図る。	使用料・手数料の統一の方針による見直しについて検討を行い、原価の把握等を行ったうえで見直しの可否を検討することや、施設の建替えや大規模改修などを行う場合には、その都度、使用料・手数料の見直しを実施することなど基本的な方向性を確認した。	当年度C
	R1	使用料・手数料の適正化を図る。	使用料・手数料の現状把握を行うために全庁的な調査を実施し、具体的に市内公共施設の使用料や各種手数料の原価の把握に努めた。	当年度C
	R2	使用料・手数料の適正化を図る。	施設の新設やリニューアルなどの際、施設運営に係る原価を踏まえながら、使用料や手数料の適正化に取り組んだ。	当年度B
取り組みの成果		使用料・手数料に係る全庁的な調査により原価の把握に努めるとともに、施設の建替えやリニューアル（大規模改修）などを行う場合には、原価を踏まえた上で料金の改正を検討するなど、全庁的な統一の方針により使用料・手数料の適正化に取り組んだ。		

No.4 4 下水熱利用導入促進

大綱における体系	4 健全で効率的な財政運営		区分	新規
	(2) 収入の確保		担当部課	都市政策部 下水道室 下水道建設課
	② さらなる財源の確保			
計画内容	概要	再生可能エネルギーとしての大きなポテンシャルを持つ下水熱（合流式下水道区域内）について、公共施設や民間事業者による施設利用への導入促進を図る。		
	目標(年度)	下水熱利用の調査・検討を行い、導入に向け取り組み、再生可能エネルギー活用促進と長寿命化のコスト縮減及び使用料収入の確保を図る。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	下水熱導入に向けた調査・研究を行う。	下水熱利用に関する研修会を2回開催し、下水熱利用に向けた調査・研究を実施した。そのうち、国の下水熱利用アドバイザー支援事業による講師派遣を実施した。	D
	H29	基礎調査（公共施設、民間施設との関連）、先進地視察を行う。	公共施設（道路等）への設置検討、先進地視察（仙台市、小諸市）を実施した。また、国の下水熱利用アドバイザー支援事業の講師派遣による研修会を実施した。	C
	H30	適地調査（ポテンシャルマップ等作成）を行う。	公共施設管理者（道路等）や開発行為予定者等へ下水熱施設の設置について協議した。	C
	R1	適地調査（ポテンシャルマップ等作成）を行う。歩道詳細設計を行う。	市内下水道合流区域を対象にしたポテンシャルマップを作成した。	B
	R2	公表、制度構築検討（下水管使用条例、占用関係）を行う。有効利用に向けての説明及び事業化（各公共施設管理者および民間事業者）を行う。	公共施設管理者や開発行為者にポテンシャルマップから利用可能な熱量等について説明し、下水熱を利用した融雪装置や空調設備等の設置について協議した。	B
取り組みの成果		公共施設管理者や開発行為者に対し、熱交換システムを使用した公共空間等の融雪装置などによる下水熱の利用等について説明を行い、一定程度の理解を得ることができたが、事業規模における採算性などの観点から実現に至らなかった。今後は、下水熱利用について関係部局との連携はもとより、機会をとらえ民間事業者などへも周知に努める。		

No. 4 5 福島市立図書館における雑誌・新聞スポンサー制度の導入

大綱における体系	4 健全で効率的な財政運営	区分	新規	
	(2) 収入の確保	担当部課	教育委員会 図書館	
	②さらなる財源の確保			
計画内容	概要	雑誌・新聞スポンサー制度は、スポンサー（民間事業者）に閲覧用雑誌・新聞を広告媒体として提供し、その事業活動を促進することを通じ、経済分野等との連携を推進するとともに、市立図書館の新たな資料を確保し、図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。 スポンサーに雑誌・新聞の購入代金を負担してもらい、購入した雑誌・新聞を図書館に配架する。提供雑誌・新聞の最新号(版)カバー表面にスポンサー名を表示し、裏面には広告を表示することができる。書架の雑誌名表示板にもスポンサー名を表示する。		
	目標(年度)	平成29年4月の運用開始を目指し、他市の事例、利用者の意向調査等を行い、要綱を整備し制度導入に向けた取り組みを進める。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	・施設の現状分析、利用者アンケート実施、導入効果の検証を行う。 ・実施要綱の作成、選定・協議組織の立ち上げを行う。 ・広告主の募集を行う。	スポンサー制度の導入により、図書館の新たな資料を確保し、利用者へのサービス向上を図るため、購入希望雑誌・新聞のアンケート調査を実施した。また、制度設計を行うとともに、実施要綱の原案を策定した。	C
	H29	・平成29年度中に本制度を開始する。 ・広告主の募集を行う。 ・利用者アンケートと集約を行う。	平成29年7月1日要綱施行、同年10月1日より本制度を開始し、広告主4社23誌の協賛企業が決定した。また、平成30年1月図書館利用者アンケートを実施した。	A
	H30	・実施状況の評価・効果検証を行う。 ・必要があれば制度の修正を行う。	スポンサー企業4社、導入雑誌23誌。 平成30年1月に実施した本制度に関する図書館利用者アンケートにより、制度に対する認知度等の分析を行った。	A
	R1	—	—	—
	R2	—	—	—
取り組みの成果	制度導入が完了（今後も事業を継続する予定）。			

No. 4 6 補助金の見直し

大綱における体系	4 健全で効率的な財政運営	区分	継続	
	(3) 支出の見直し	担当部課	財務部 財政課	
	①行政経費の見直し			
計画内容	概要	限られた財源の効果的な活用を図るため、補助金について、制度創設時の社会的背景や従来の経緯にとらわれることなく、行政の責任分野、経費負担のあり方、費用対効果などを十分検証のうえ、廃止、統合・再編、減額、終期設定等の見直しを行う。		
	目標(年度)	毎年度、行政関与の必要性、効果等を検証し、健全な財政運営を目指す。		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図る。	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図った。	当年度 A
	H29	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図る。	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図った。	当年度 A
	H30	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図る。	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図った。	当年度 A
	R1	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図る。	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図った。	当年度 A
	R2	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図る。	予算編成時等において、団体等の運営状況や補助の効果等を検証し、見直しを図った。	当年度 A
取り組みの成果	従来の経緯にとらわれることなく、情勢の変化に対応して、行政の責任分野や経費負担のあり方、事業効果等を検証し、各種補助金の廃止、統合・再編、減額等の見直しを行うことにより、限られた財源を有効に活用した。			

No. 4 7 老朽管更新事業の推進

大綱における体系	4 健全で効率的な財政運営	区分	新規	
	(4) 企業会計等の健全経営	担当部課	水道局 建設課	
	① 企業会計等の健全経営			
計画内容	概要	<p>市内の管路延長は1,590kmに上り、拡張期に整備してきた管路が順次老朽化を迎えることで、今後、老朽化に伴う破損事故や漏水の多発、それに伴う修繕費用の増大が課題となってくる。 安全で安心なおいしい水を安定して供給するため、アセットマネジメントの手法を用いた老朽管の更新需要の標準化を行い計画的、効率的な更新により地震等の災害に強い信頼性の高い水道を目指すものである。 平成26年度の管路の更新率0.23%を平成32年度に1.00%まで引き上げ継続して老朽管更新に取り組む。</p>		
	目標(年度)	<ul style="list-style-type: none"> 平成32年度(令和2年度)の老朽管更新率を1.00%とする。 平成32年度(令和2年度)の有効率を94.35%とする。 		
推進スケジュール	年度	取り組み予定	取り組み実績	進捗状況
	H28	<p>平成32年度の老朽管更新率1.00%を目指して、老朽管更新事業を段階的に推進することから、更新率0.38%を目標とする。 平成32年度に有効率94.35%を目標とすることから、配水量分析等を分析・検証し、効率的な更新事業の推進に取り組むことで、有効率の向上に繋げる。</p>	<p>目標更新率0.38%に対して、0.35%の更新率となった。有効率は93.55%であった。</p>	当年度B
	H29	<p>老朽管更新事業を段階的に推進し、更新率0.54%を目標とする。 配水量分析等を分析・検証し、効率的な更新事業の推進に取り組むことで、有効率の向上に繋げる。</p>	<p>目標更新率0.54%に対して、0.41%の更新率となった。有効率は92.62%であった。</p>	当年度B
	H30	<p>老朽管更新事業を段階的に推進し、更新率0.69%を目標とする。 配水量分析等を分析・検証し、効率的な更新事業の推進に取り組むことで、有効率の向上に繋げる。</p>	<p>目標更新率0.69%に対して、0.47%の更新率となった。有効率は94.18%であった。</p>	当年度B
	R1	<p>老朽管更新事業を段階的に推進し、更新率0.85%を目標とする。 配水量分析等を分析・検証し、効率的な更新事業の推進に取り組むことで、有効率の向上に繋げる。</p>	<p>目標更新率0.85%に対して、0.55%の更新率となった。有効率は93.72%であった。</p>	当年度B
	R2	<p>老朽管更新事業を段階的に推進し、更新率1.00%を目標とする。 配水量分析等を分析・検証し、効率的な更新事業の推進に取り組むことで、有効率94.35%を目標とする。</p>	<p>目標更新率1.00%に対して、0.50%の更新率となった。有効率は94.00%であった。</p>	当年度C
取り組みの成果	<p>目標に対し50.00%の達成率となった。 添架管取替や推進工事など費用と時間が掛かる工事が多かったことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し、分散勤務など業務体制を見直したことにより、設計業務や施設管理者との詳細協議に影響が生じ、今年度の発注を見送ったことにより更新率が0.50%となったものである。</p>			